

付属資料

1 アンケート調査結果

○調査の目的

豊後高田市では、現在、障がいや心の病などでお困りの方のさらなる生活向上のため「豊後高田市障がい者基本計画（第2期）」の策定を進めています。本アンケート調査は、計画を策定するうえでの基礎資料として活用するため、福祉ニーズや日中活動の状況、意向などをお伺いするものです。

○調査の概要

調査対象：豊後高田市にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳、
精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院医療）をお持ちの方

調査期間：平成27年10月2日まで

調査方法：郵送配布・郵送回収

配布・回収状況：

	配布数	回収数	回収率
身体障がい	366	192	52.4%
知的障がい	81	46	56.8%
精神障がい	49	30	61.2%
精神通院	60	27	45.0%
総合	556	311	55.9%

※用紙破損などにより種別不明が16票

このアンケート調査結果の分析結果を読む際の留意点は以下のとおりです。

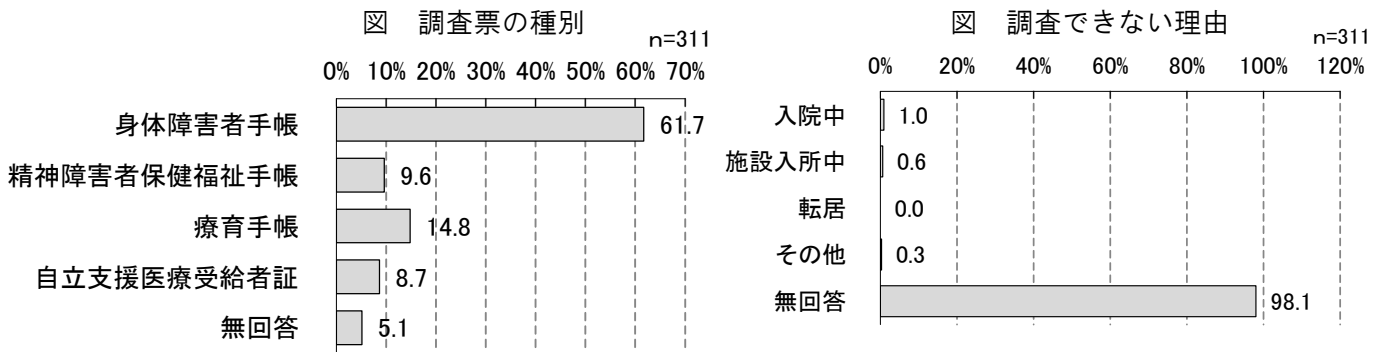
- ・「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- ・「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- ・百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文および図表の数字に関しては、全て小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。
- ・図表中の「0.0」は四捨五入の結果または回答者が皆無であることを表します。
- ・一部のグラフでは5以下の数値を表示していません。

設問前調査

配布分類・調査できない場合

調査票の種別

調査できない場合の理由

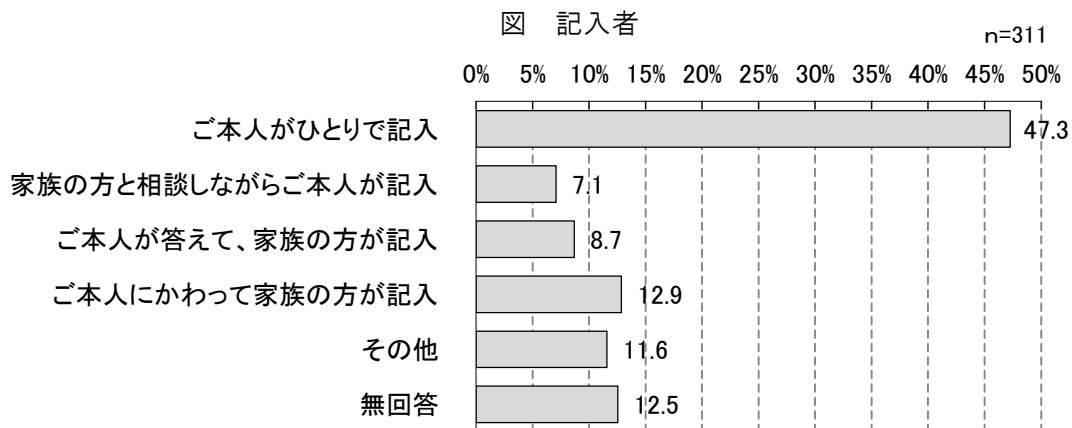


調査票は「身体障害者手帳」が61.7%と最も多く、次いで「療育手帳」が14.8%、「精神障害者保健福祉手帳」が9.6%、「自立支援医療受給者証」が8.7%となっている。(図 調査票)

調査できない理由は「入院中」が1.0%、次いで「施設入所中」が0.6%、「その他」が0.3%となっている。(図 調査できない理由)

記入者

アンケートにお答えになる方を教えてください。



記入者は「ご本人がひとりで記入」が47.3%と最も多く、次いで「ご本人にかわって家族の方が記入」が12.9%、「その他」が11.6%、「ご本人が答えて、家族の方が記入」が8.7%、「家族の方と相談しながらご本人が記入」が7.1%となっている。

「その他」の主な意見

本人と相談しながら職員が記入 13件 / 施設の職員が記入 11件

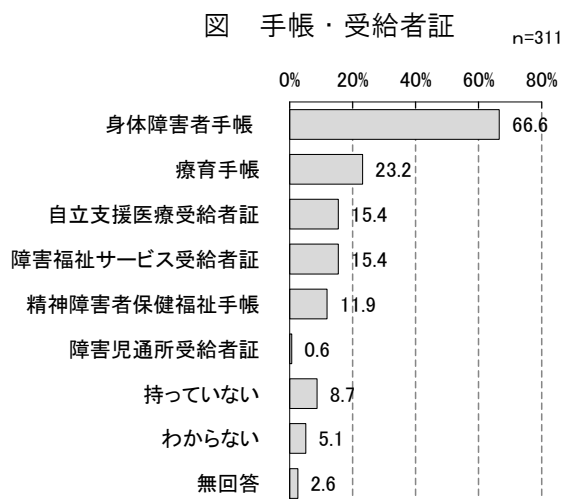
本人と相談して支援員が記入 10件 など

～あなた自身のことについて～

手帳・受給者証

問1 あなたは次の1～8の手帳または受給者証をおもちですか。

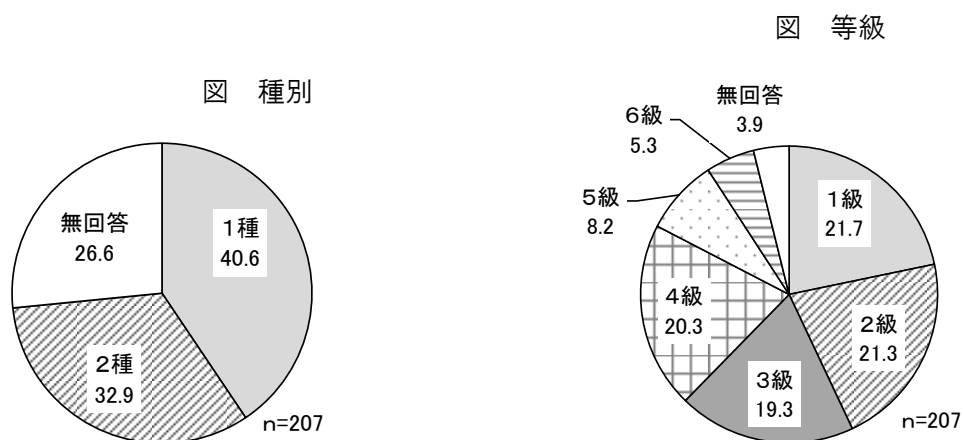
(おもちの手帳の番号に○をつけ、手帳の種別・等級、障がいの種類、障がいの程度等のあてはまるものに○をつけてください。)



手帳・受給者証は「身体障害者手帳」が66.6%と最も多く、次いで「療育手帳」が23.2%、「自立支援医療受給者証」、「障害福祉サービス受給者証」が15.4%、「精神障害者保健福祉手帳」が11.9%となっている。

身体障害者手帳 種別・等級

①種別・等級 (あてはまるものに○をつけてください)

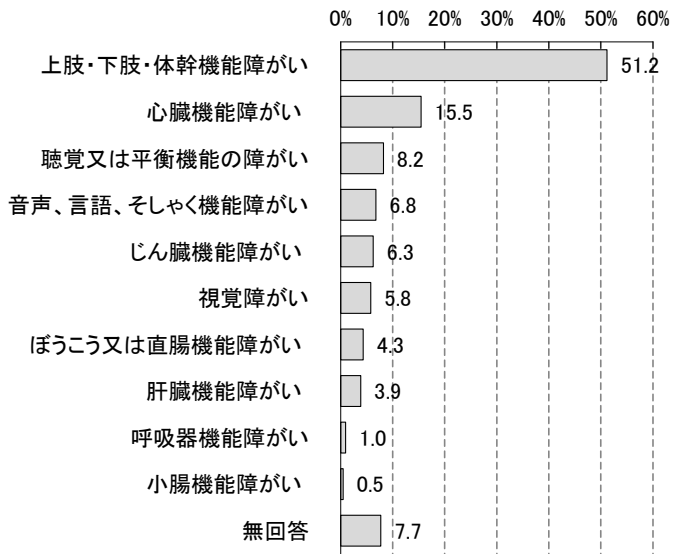


種別は「1種」が40.6%、「2種」が32.9%となっている。(図 種別)

等級は「1級」が21.7%と最も多く、次いで「2級」が21.3%、「4級」が20.3%、「3級」が19.3%、「5級」が8.2%、「6級」が5.3%となっている。(図 等級)

②身体障がいの種類（あてはまるものすべてに○をつけてください）

図 身体障がいの種類 n=207

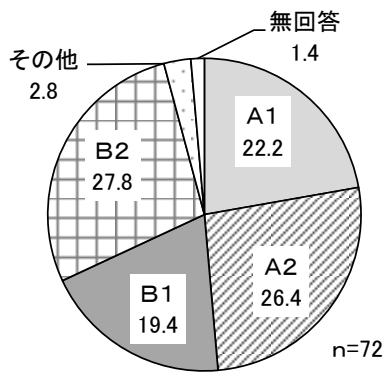


身体障がいの種類は「上肢・下肢・体幹機能障がい」が 51.2%と最も多く、次いで「心臓機能障がい」が 15.5%、「聴覚または平衡機能の障がい」が 8.2%、「音声、言語、そしゃく機能障がい」が 6.8%、「じん臓機能障がい」が 6.3%となっている。

療育手帳 障がいの程度

障がいの程度（あてはまるものに○をつけてください）

図 障害の程度



障がいの程度は「B2」が 27.8%と最も多く、次いで「A2」が 26.4%、「A1」が 22.2%、「B1」が 19.4%となっている。

精神障害者保健福祉手帳 等級・自立支援医療受給者証 種類

等級（あてはまるものに○をつけてください）

種類（あてはまるものに○をつけてください）

図 精神障害者保健福祉手帳の等級

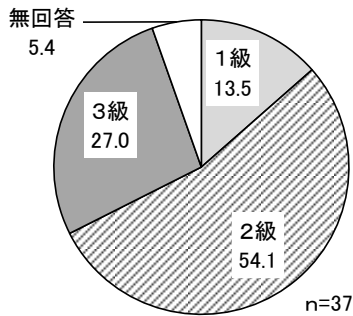
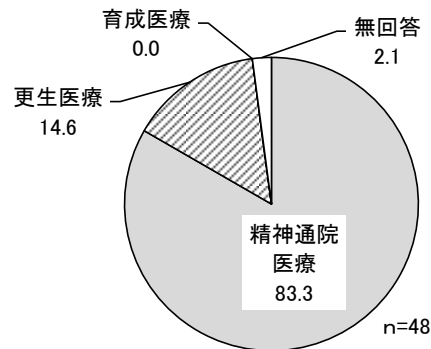


図 自立支援医療受給者証の種類



精神障害者保健福祉手帳の等級は「2級」が54.1%と最も多く、次いで「3級」が27.0%、「1級」が13.5%となっている。（図 精神障害者保健福祉手帳の等級）

自立支援医療受給者証の種類は「精神通院医療」が83.3%と最も多く、次いで「更生医療」が14.6%となっている。（図 自立支援医療受給者証の種類）

年齢・性別

問2 あなたの年齢は。

問3 あなたの性別は。

図 年齢

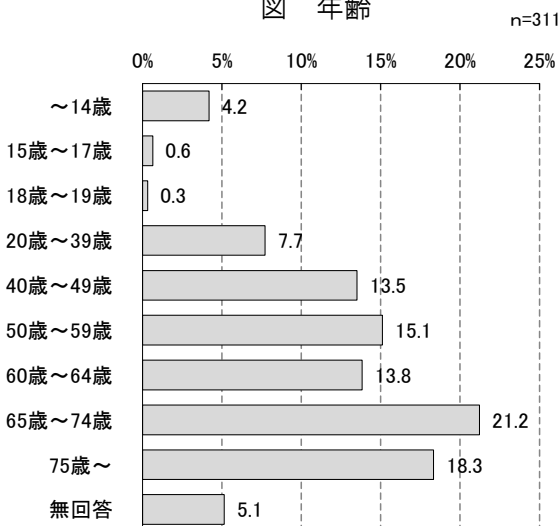
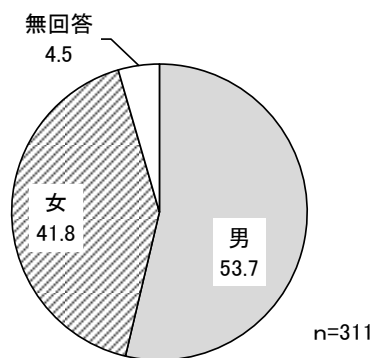


図 性別

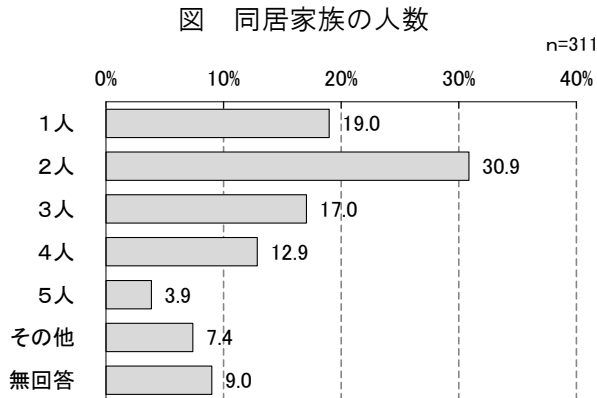


年齢は「65歳～74歳」が21.2%と最も多く、次いで「75歳～」が18.3%、「50歳～59歳」が15.1%、「60歳～64歳」が13.8%、「40歳～49歳」が13.5%となっている。（図 年齢）

性別は「男」が53.7%、「女」が41.8%となっている。（図 性別）

同居家族の人数

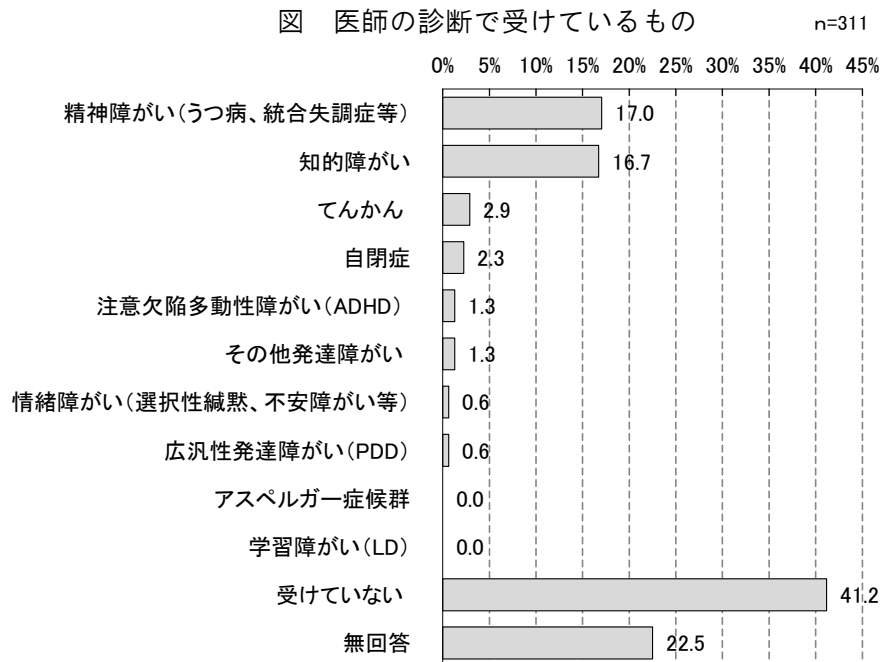
問4 あなたを含めて、あなたが一緒に住んでいる家族の人数は何人ですか。



同居家族の人数は「2人」が30.9%と最も多く、次いで「1人」が19.0%、「3人」が17.0%、「4人」が12.9%、「5人」が3.9%となっている。

医師の診断で受けているもの

問5 あなたは、以下の事柄について医師の診断（疑い含む）を受けていますか。
（○はあてはまるものすべて）

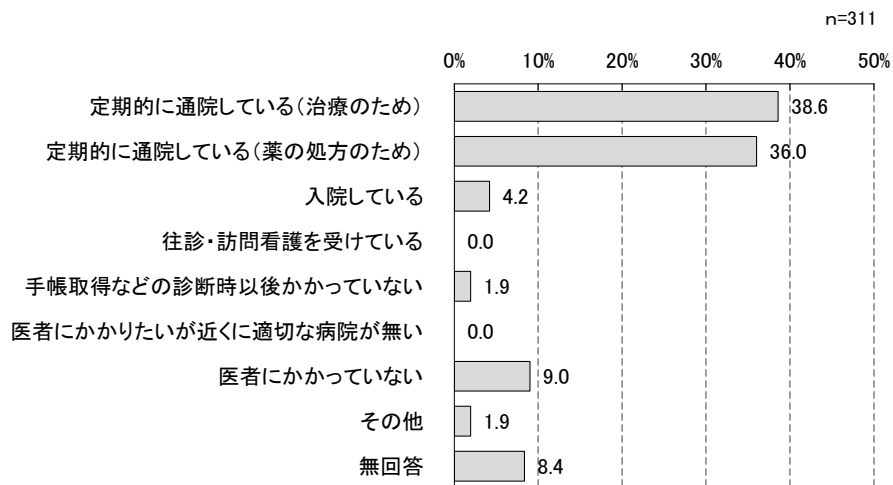


医師の診断で受けているものは「精神障がい(うつ病、統合失調症等)」が17.0%と最も多く、次いで「知的障がい」が16.7%、「受けていない」は41.2%となっている。

医療機関でかかっているもの

問6 あなたは現在、医療機関等にかかっていますか。(○は1つだけ)

図 医療機関でかかっているもの



医療機関でかかっているものは「定期的に通院している(治療のため)」が38.6%と最も多く、次いで「定期的に通院している(薬の処方のため)」が36.0%、「入院している」が4.2%、「手帳取得などの診断時以後かかっていない」が1.9%、「医者にかかっていない」は9.0%となっている。

「その他」の主な意見

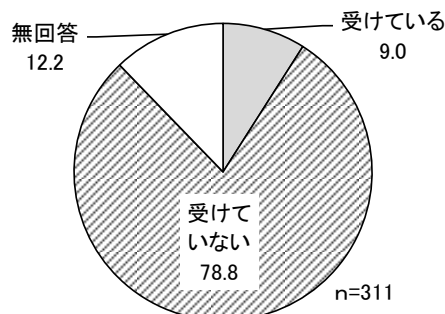
1年に1回経過をみている／送迎バスが中止され、病院に行くことができません など

難病認定の有無

問7 あなたは難病の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

※難病とは、悪性関節リウマチや脊髄性筋萎縮症などの治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病で『特定医療費(指定難病)受給者証』をおもちの場合をいいます。

図 難病認定の有無



難病認定の有無は「受けている」が9.0%、「受けていない」が78.8%となっている。

～福祉サービスについて～

福祉サービスの利用の有無・利用しているサービス

問8 あなたは現在、福祉サービスを利用していますか。(○は1つだけ)

問8-1 (問8で1を選んだ方に)利用しているサービスを選んでください
(○はあてはまるものすべて)

図 福祉サービスを利用の有無

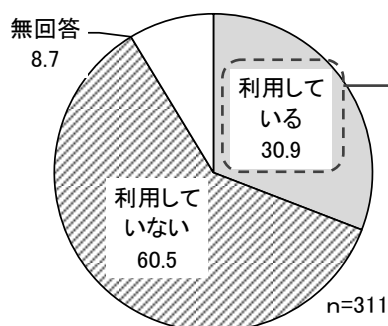
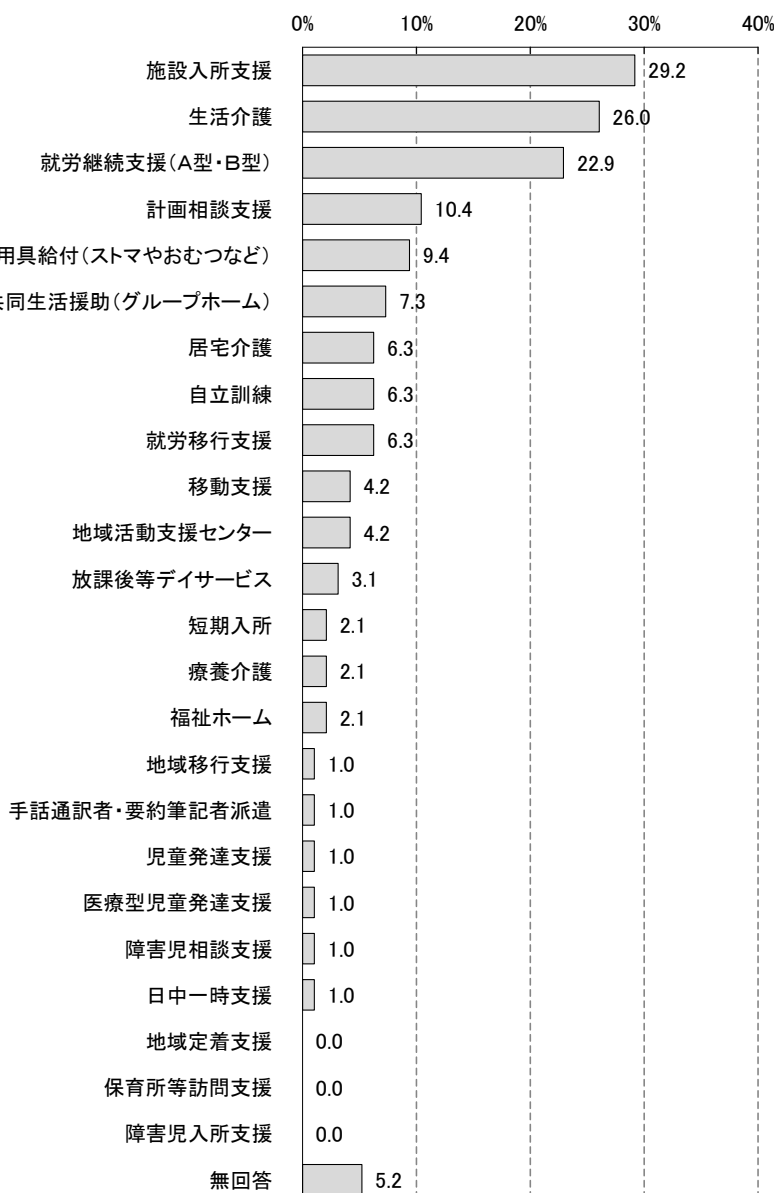


図 利用しているサービス n=96

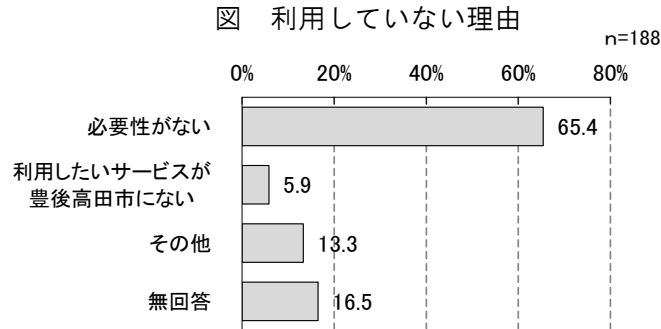


福祉サービスの利用の有無は「利用している」が30.9%、「利用していない」が60.5%となっています。(図 福祉サービスを利用の有無)

福祉サービスを利用している人に利用しているサービスをたずねたところ、「施設入所支援」が29.2%と最も多く、次いで「生活介護」が26.0%、「就労継続支援(A型・B型)」が22.9%となっている。(図 利用しているサービス)

福祉サービス 利用していない理由

(問8で2を選んだ方に) 問8-2 利用していない理由は何ですか。(○はあてはまるものすべて)



利用していない人に理由をたずねたところ、「必要性がない」が65.4%、「利用したいサービスが豊後高田市にない」が5.9%となっている。

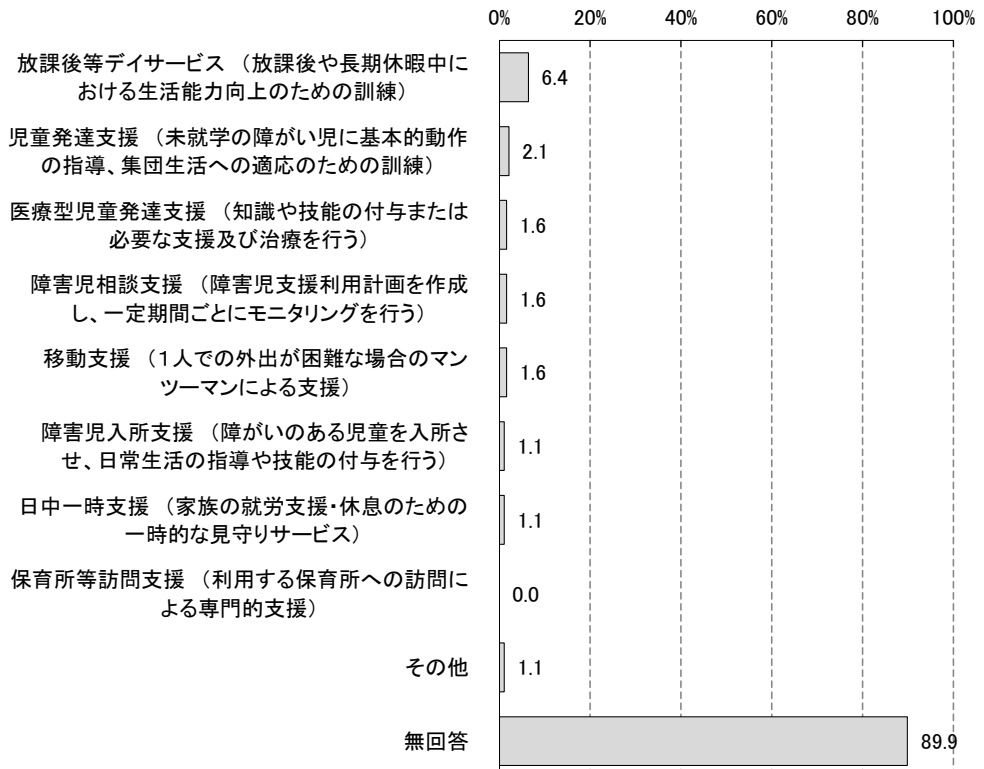
「その他」の主な意見

自分で運動をできる限りしている／どんなサービスがあるのかわからない／介護保険のみで良い／利用できるものがわからない／入院中のため利用したくてもできない など

福祉サービス 利用したい障がい児サービス

(問8で2を選んだ方のうち、障がいのあるお子さん(18歳未満)の保護者の方に)
問8-3 利用したいサービスを選んでください(○はあてはまるものすべて)

図 利用したい障がい児サービス n=188



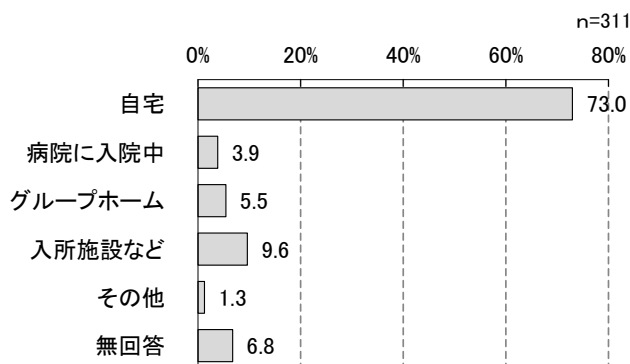
福祉サービスを利用していない人に利用したい障がい児サービスをたずねたところ、「放課後等デイサービス」が6.4%と最も多く、次いで「児童発達支援」が2.1%、「医療型児童発達支援」、「障がい児相談支援」、「移動支援」が1.6%となっている。

～生活の状況について～

現在の生活の場所

問9 現在の生活の場所(寝起きをしている場所)はどこですか。(○は1つだけ)

図 現在の生活の場所



現在の生活の場所は「自宅」が73.0%と最も多く、次いで「入所施設など」が9.6%、「グループホーム」が5.5%、「病院に入院中」が3.9%となっている。(図 現在の生活の場所)

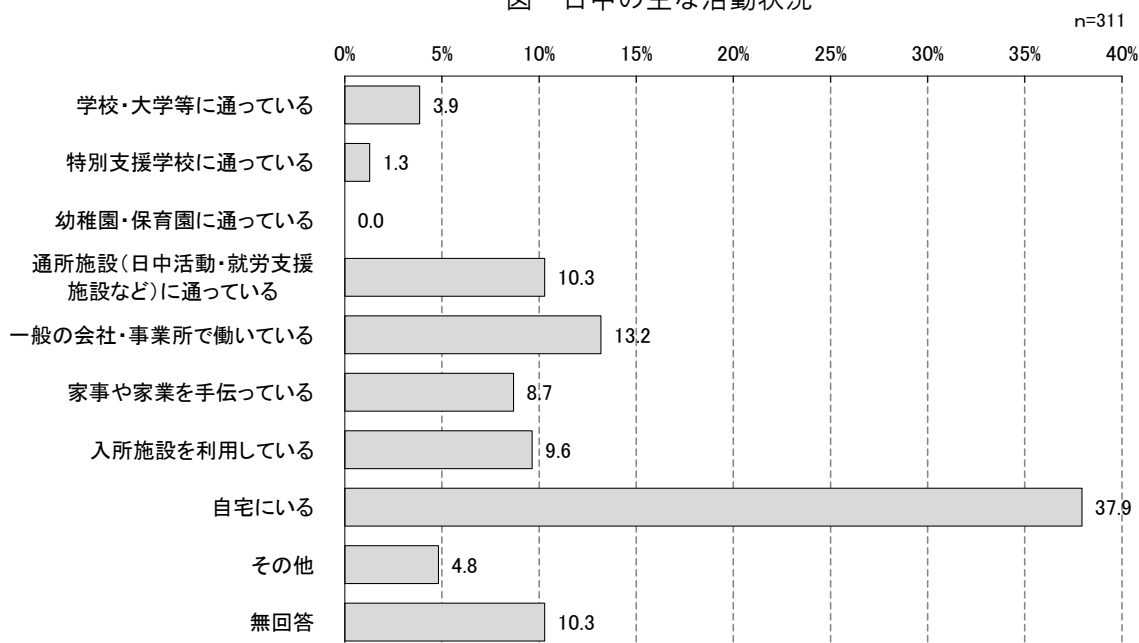
「その他」の主な意見

デイケア／親類の家／下宿 など

日中の主な活動状況

問10 現在の日中の主な活動状況についてお聞きします。(○は1つだけ)

図 日中の主な活動状況



日中の主な活動状況は「自宅にいる」が37.9%と最も多く、次いで「一般の会社・事業所で働いている」が13.2%、「通所施設(日中活動・就労支援施設など)に通っている」が10.3%、「入所施設を利用している」が9.6%、「家事や家業を手伝っている」が8.7%となっている。

「その他」の主な意見

入院中／治療を行っている／デイケアに行っている など

通学先に望むことの有無・通学先に望むこと

(問 10 で 1～2 を選んだ方に)

問 10-1 通学先に望むことがありますか。

問 10-2 通学先に望むことはどのようなことですか。(○はあてはまるものすべて)

図 通学先に望むことの有無

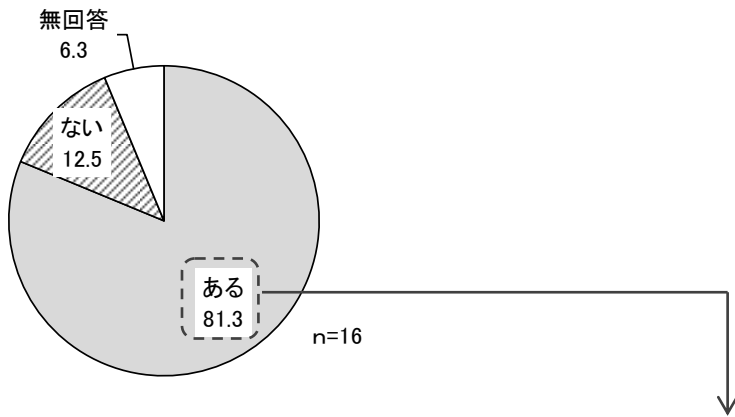
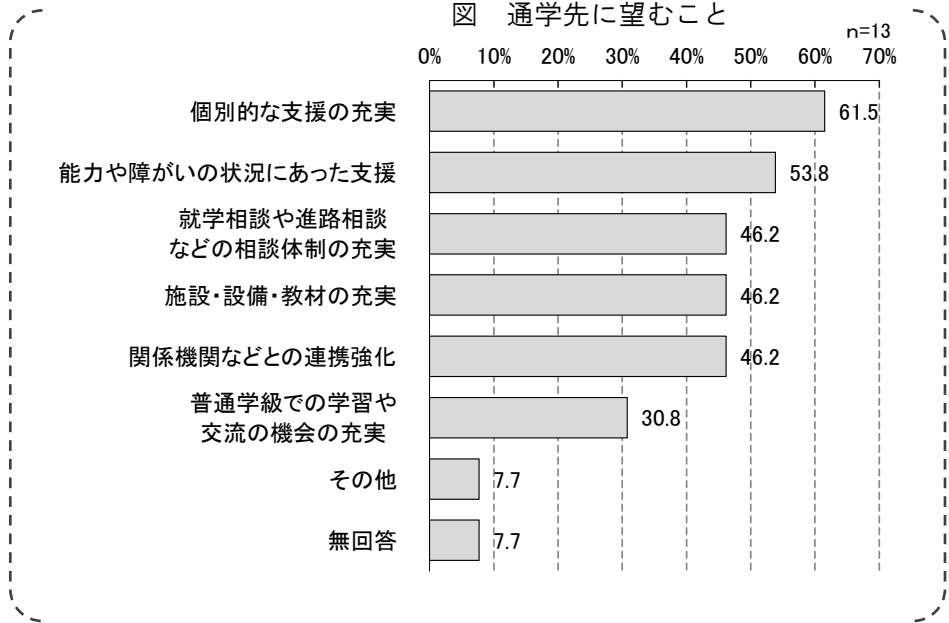


図 通学先に望むこと



通学している人に通学先に望むことの有無をたずねたところ、「ある」が 81.3%、「ない」が 12.5%となっている。(図 通学先に望むことの有無)

問 10 で「ある」と回答した人に通学先に望むことをたずねたところ、「個別的な支援の充実」が 61.5%と最も多く、次いで「能力や障がいの状況にあった支援」が 53.8%、「就学相談や進路相談などの相談体制の充実」、「施設・設備・教材の充実」、「関係機関などとの連携強化」が 46.2%となっている。(図 通学先に望むこと)

趣味などの活動の有無・活動していない理由

問 11 スポーツ、レクリエーション、趣味などの活動はしていますか。(○は1つだけ)
 (問 11 で 3 を選んだ方に) 問 11-1 活動をしていない理由は何ですか。(○は主なもの2つまで)

図 趣味などの活動の有無

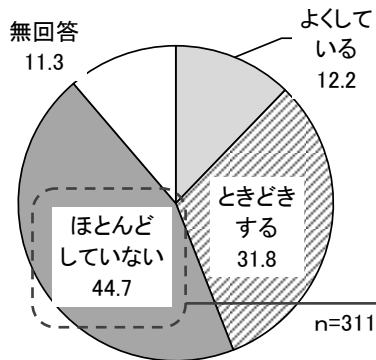
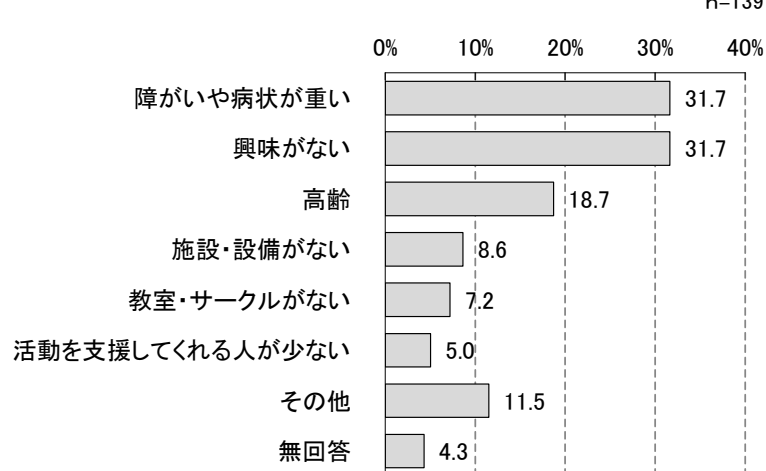


図 趣味などの活動をしていない理由



趣味などの活動の有無は「ほとんどしていない」が44.7%と最も多く、次いで「ときどきする」が31.8%、「よくしている」が12.2%となっている。(図 趣味などの活動の有無)

趣味などの活動をしていない人に理由をたずねたところ、「障がいや病状が重い」、「興味がない」が31.7%と多く、次いで「高齢」が18.7%となっている。(図 趣味などの活動をしていない理由)

「その他」の主な意見

時間がない／集団に入れない／働いているため／手術してまだ日が浅い。
 お金がかかる／疲れ、集中力がとぎれる など

～就労について～

就労の有無・働いていない理由

問 12 あなたは現在、働いていますか。

(問 12 で 2 を選んだ方に) 問 12-1 働いていない理由は何ですか。(○はあてはまるものすべて)

図 就労の有無

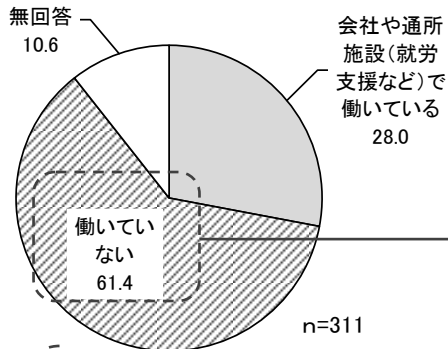
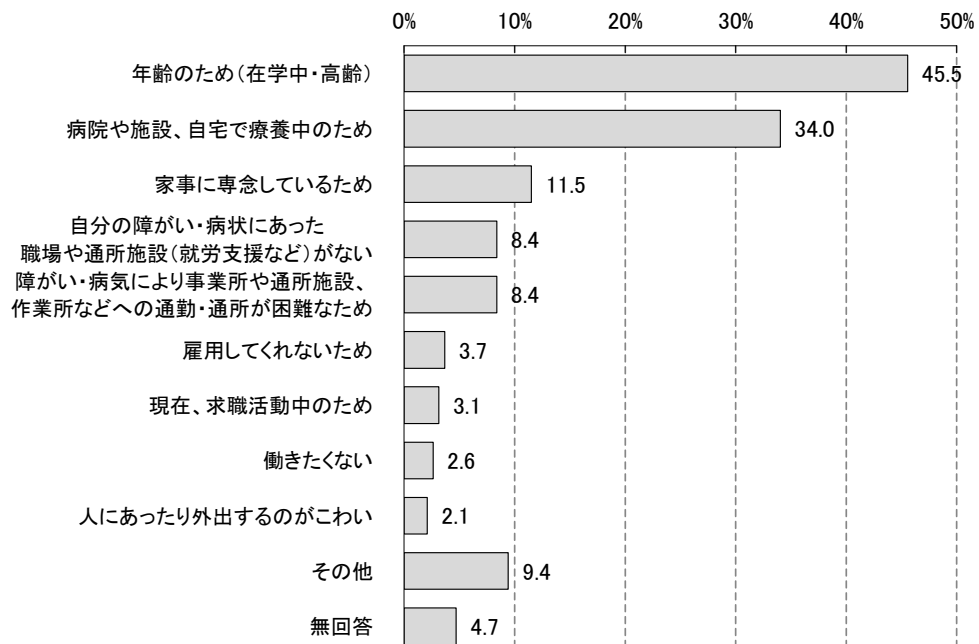


図 働いていない理由

n=191



就労の有無は「会社や通所施設（就労支援など）で働いている」が28.0%、「働いていない」は61.4%となっている。(図 就労の有無)

問 12 で働いていないと回答した人に理由をたずねたところ、「年齢のため（在学中・高齢）」が45.5%と最も多く、次いで「病院や施設、自宅で療養中のため」が34.0%、「家事に専念しているため」が11.5%となっている。(図 働いていない理由)

「その他」の主な意見

働きたいが、病気のためシフトが組めないから／自宅で畑の草取や、野菜作りをしている／差別されるのが嫌だから／障害のためコミュニケーションがとれない。

働く場への希望の有無・働く場での希望

問 13 あなたは今後、「働く場」として、どのようなところで働きたいか希望がありますか。

(問 13 で 1 を選んだ方に) 問 13-1 あなたは今後、「働く場」として、どのようなところを希望しますか。(○はあてはまるものすべて)

図 働く場への希望の有無

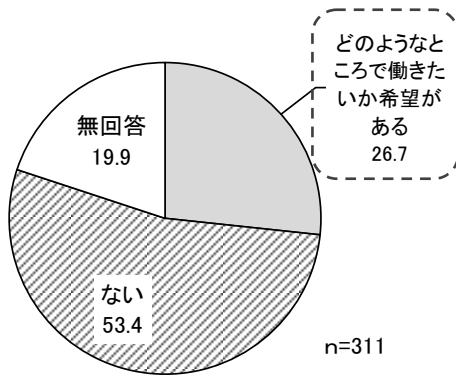
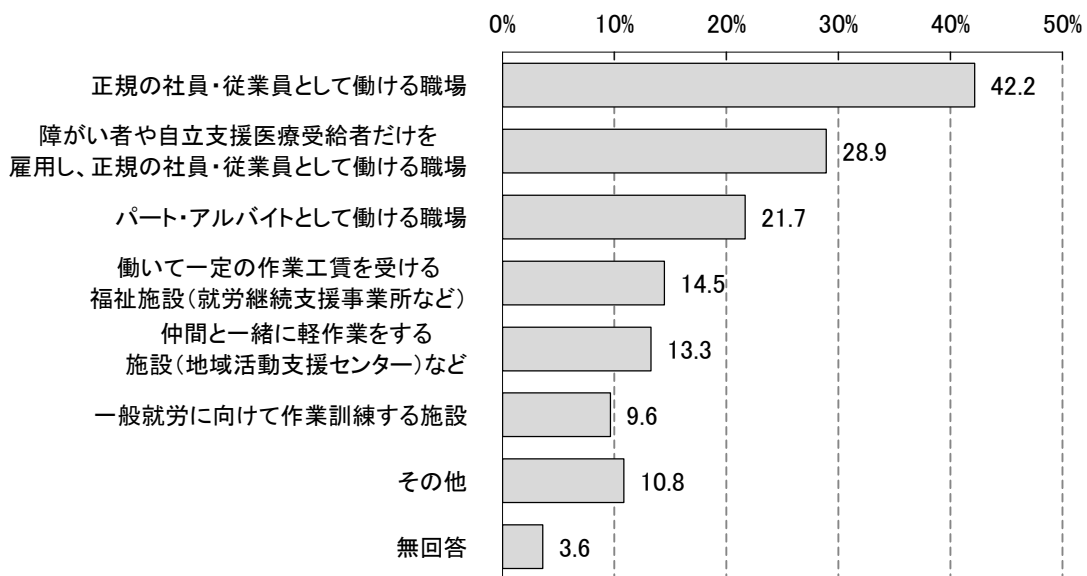


図 働く場での希望

n=83



働く場への希望の有無は「どのようなところで働きたいか希望がある」が 26.7%、「ない」が 53.4%となっている。(図 働く場への希望の有無)

問 13 であると回答した人に働く場での希望をたずねたところ、「正規の社員・従業員として働ける職場」が 42.2%と最も多く、次いで「障がい者や自立支援医療受給者だけを雇用し、正規の社員・従業員として働ける職場」が 28.9%、「パート・アルバイトとして働ける職場」が 21.7%となっている。(図 働く場での希望)

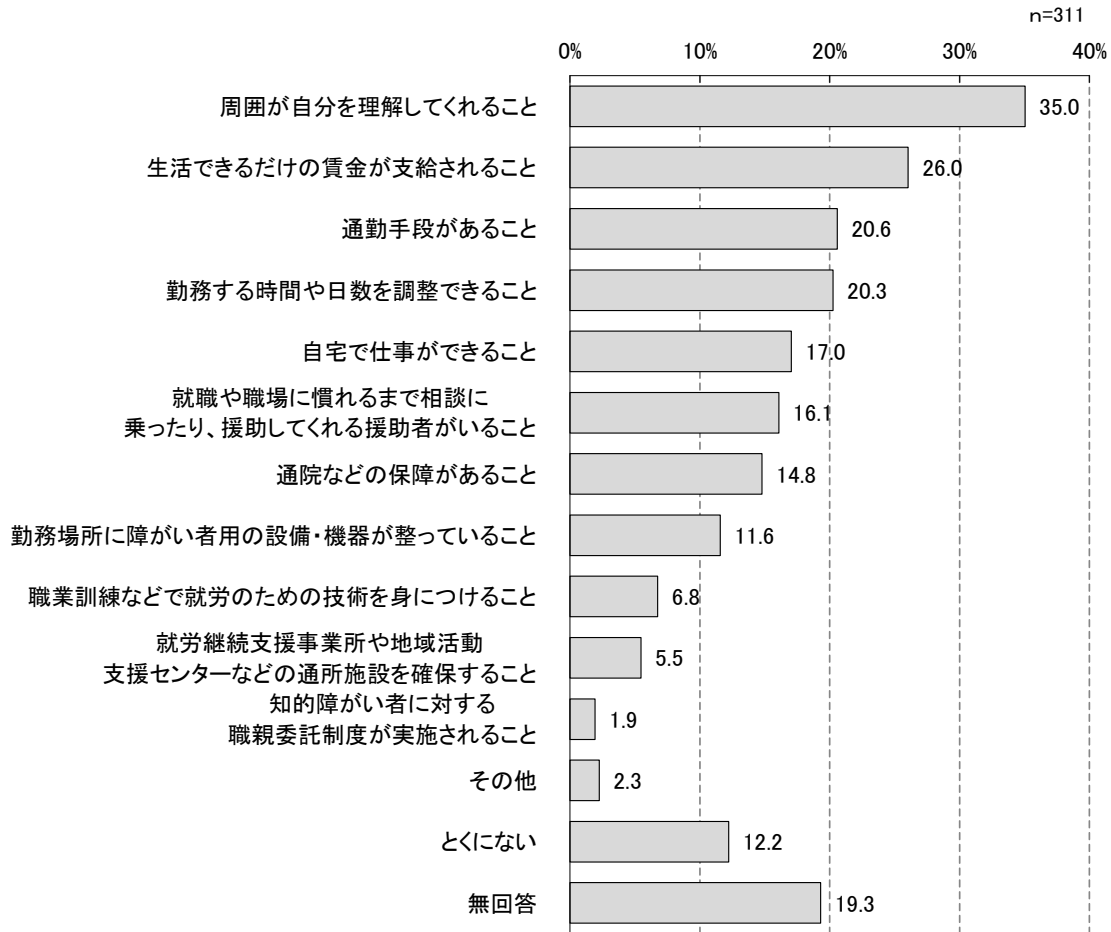
「その他」の主な意見

やりがいのある仕事をしたい／在宅勤務で働きたい／地元で働ける職場 など

障がいや心の病の人に必要環境

問 14 障がいや心の病などでお困りの人が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思いますか。(〇は主なもの3つまで)

図 障がいや心の病の人に必要環境



障がいや心の病の人に必要環境は「周囲が自分を理解してくれること」が 35.0%と最も多く、次いで「生活できるだけの賃金が支給されること」が 26.0%、「通勤手段があること」が 20.6%、「勤務する時間や日数を調整できること」が 20.3%となっている。

～身の回りのことについて～

身の回りの手伝いを頼む相手・手伝いしてくれる人

問 15 身の回りの手伝いが必要なとき、主に誰に手伝ってもらいますか。(○は主なもの1つだけ)
 (問 15 で 1 を選んだ方に) 問 15-1 その方はどなたですか。(○は1つだけ)

図 身の回りの手伝いを頼む相手

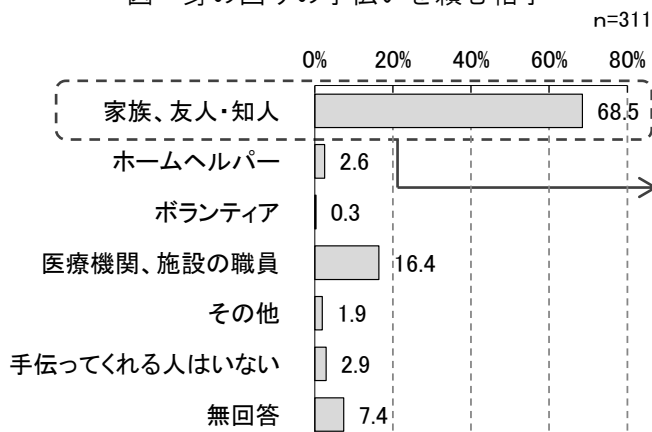
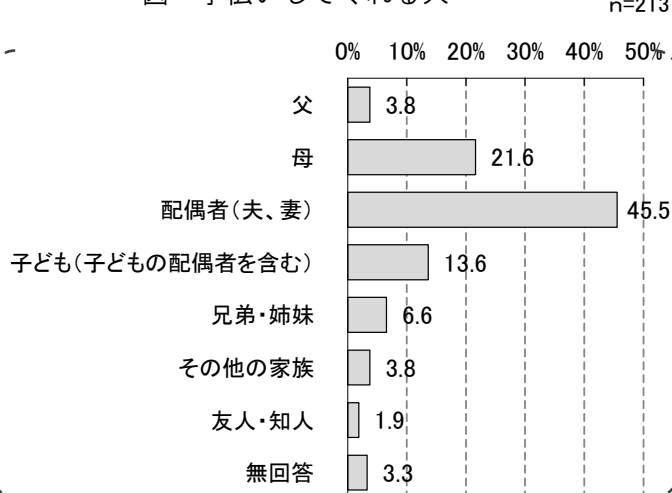


図 手伝いしてくれる人



身の回りの手伝いを頼む相手は「家族、友人・知人」が68.5%と最も多く、次いで「医療機関、施設の職員」が16.4%となっている。(図 身の回りの手伝いを頼む相手)

「その他」の主な意見

身の回りの手伝いは必要ない など

身の回りの手伝いを頼む相手で家族、友人・知人と回答した人にたずねたところ、「配偶者(夫、妻)」が45.5%と最も多く、次いで「母」が21.6%、「子ども(子どもの配偶者を含む)」が13.6%、「兄弟・姉妹」が6.6%、「父」が3.8%となっている。(図 手伝いしてくれる人)

手伝いをしてくれる人の就労の有無・手伝いをしてくれる人の年齢

(問 15 で 1 を選んだ方に) 問 15-2 その方は仕事をしていますか。(○は1つだけ)

(問 15 で 1 を選んだ方に) 問 15-3 その方の年齢は何歳ですか。(○は1つだけ)

図 手伝いをしてくれる人の就労の有無

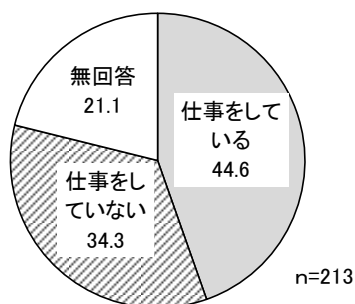
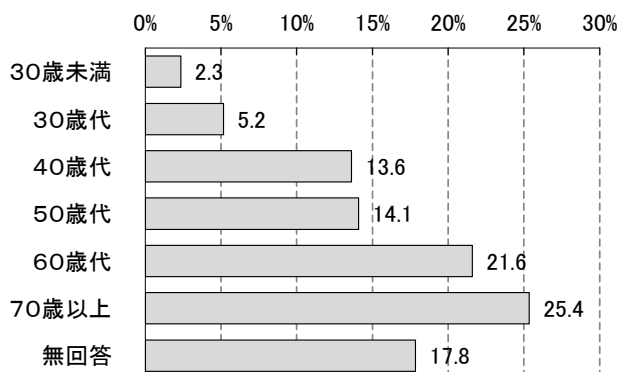


図 手伝いをしてくれる人の年齢



手伝いをしてくれる人の就労の有無は「仕事をしている」が44.6%、「仕事をしていない」が34.3%となっている。(図 手伝いをしてくれる人の就労の有無)

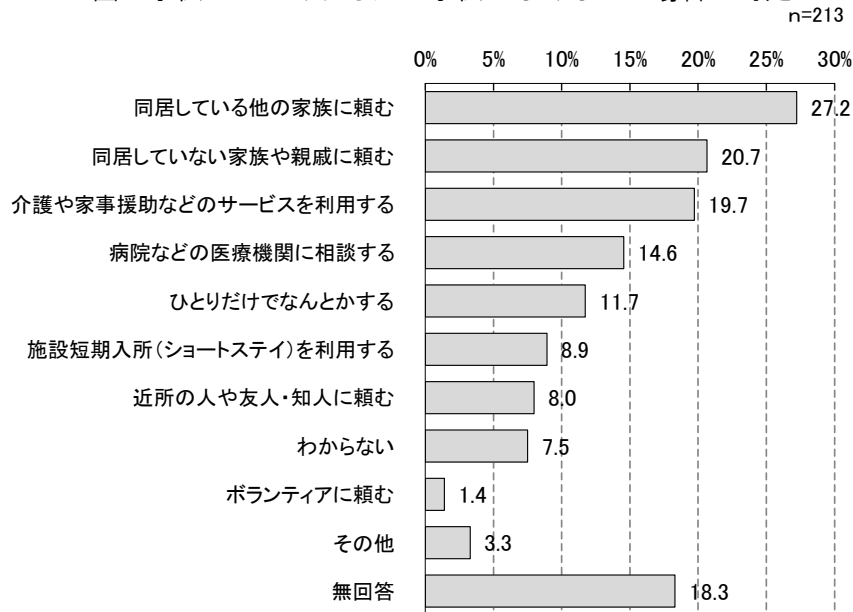
手伝いをしてくれる人の年齢は「70歳以上」が25.4%と最も多く、次いで「60歳代」が21.6%、「50歳代」が14.1%、「40歳代」が13.6%となっている。(図 手伝いをしてくれる人の年齢)

手伝いしてくれる人が手伝えなくなった場合の対処

(問15で1を選んだ方に)

問15-4 その方が手伝えなくなった場合、どうしますか。(○はあてはまるものすべて)

図 手伝いしてくれる人が手伝えなくなった場合の対処



手伝いしてくれる人が手伝えなくなった場合の対処は「同居している他の家族に頼む」が27.2%と最も多く、次いで「同居していない家族や親戚に頼む」が20.7%、「介護や家事援助などのサービスを利用する」が19.7%となっている。

「その他」の主な意見

通所施設に相談する／手伝いがないと困るほどの状態ではない など

～情報収集について～

福祉サービスの情報入手の有無・情報の入手経路

問 16 あなたは、福祉サービスに関する情報を入手していますか。(○は1つだけ)

(問 16 で 1 を選んだ方に) 問 16-1 あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。(○はあてはまるものすべて)

図 福祉サービスの情報入手の有無

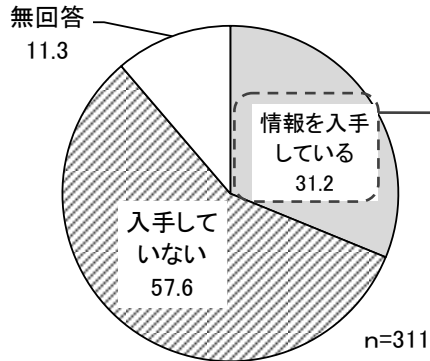
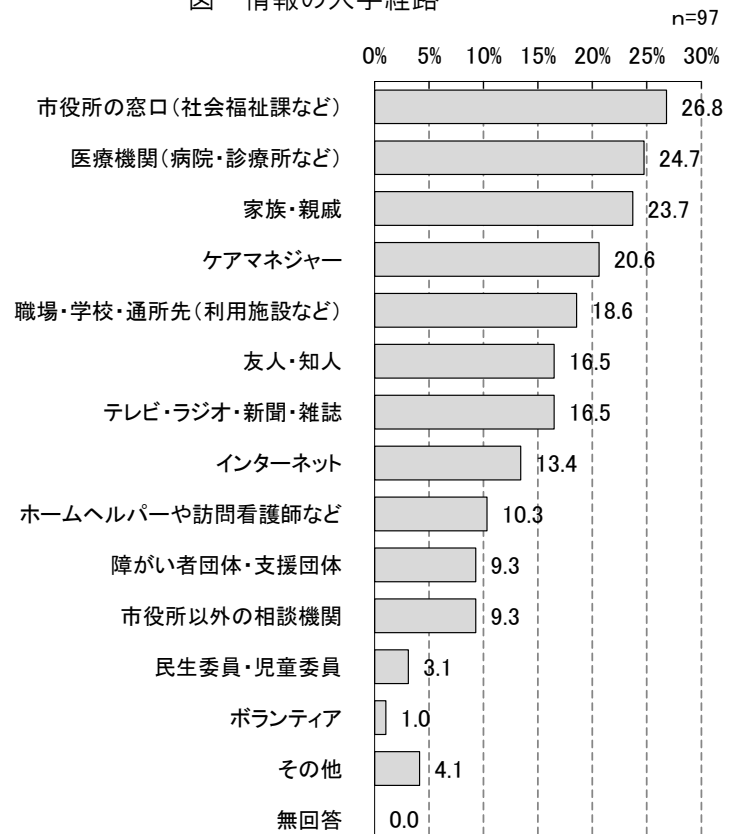


図 情報の入手経路



福祉サービスの情報入手の有無は「情報を入手している」が 31.2%、「入手していない」が 57.6%となっている。(図 福祉サービスの情報入手の有無)

問 16 で入手していると回答した人に情報の入手経路をたずねたところ、「市役所の窓口(社会福祉課など)」が 26.8%と最も多く、次いで「医療機関(病院・診療所など)」が 24.7%、「家族・親戚」が 23.7%となっている。(図 情報の入手経路)

「その他」の主な意見

市報/包括の担当の方 など

ほしいと思う福祉サービスの情報の有無・ほしいと思う福祉サービスの情報

問 17 あなたが、ほしいと思う福祉サービスに関する情報はありますか。(○は1つだけ)
(問 17 で 1 を選んだ方に)

問 17-1 あなたが、ほしい情報はどのような内容ですか。(○はあてはまるものすべて)

図 ほしい福祉サービスの情報の有無

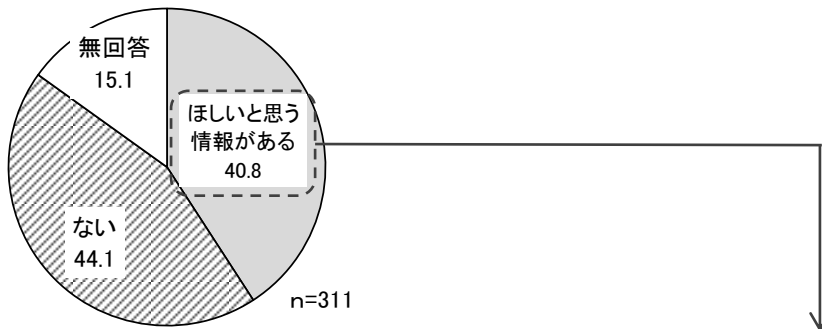
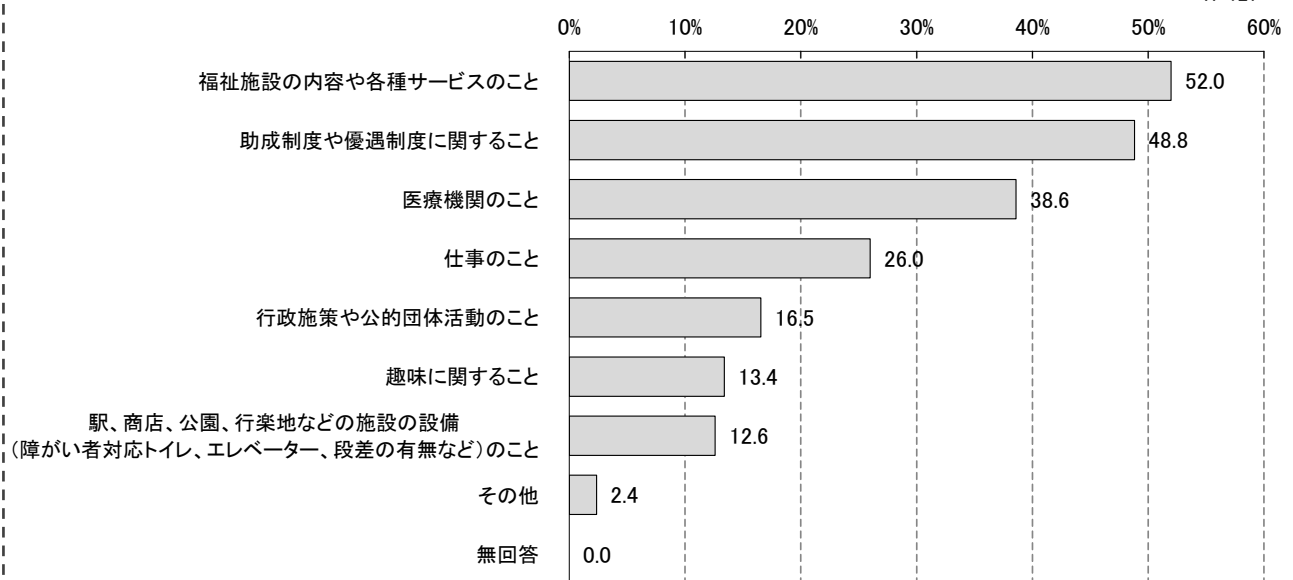


図 ほしいと思う福祉サービスの情報 n=127



ほしい福祉サービスの情報の有無は「ほしいと思う情報がある」が40.8%、「ない」が44.1%となっている。(図 ほしい福祉サービスの情報の有無)

問 17 であると回答した人にほしい福祉サービスの情報をたずねたところ、は「福祉施設の内容や各種サービスのこと」が52.0%と最も多く、次いで「助成制度や優遇制度に関すること」が48.8%、「医療機関のこと」が38.6%となっている。(図 ほしいと思う福祉サービスの情報)

「その他」の主な意見

足腰に筋力が付く方法や、リハビリサービス／高齢者の介護や看護に関する情報 など

情報収集・コミュニケーションに関する支援の有無・必要だと思う支援

問 18 あなたは、情報収集・コミュニケーションに関し、必要な支援がありますか。
 (問 18 で 1 を選んだ方に) 問 18-1 あなたは、情報収集・コミュニケーションに関し、
 どのような支援が必要だと思いますか (2 つまで○)

図 情報収集・コミュニケーションに関する支援の有無

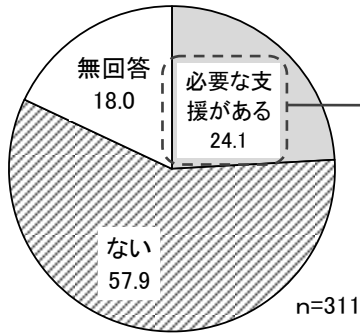
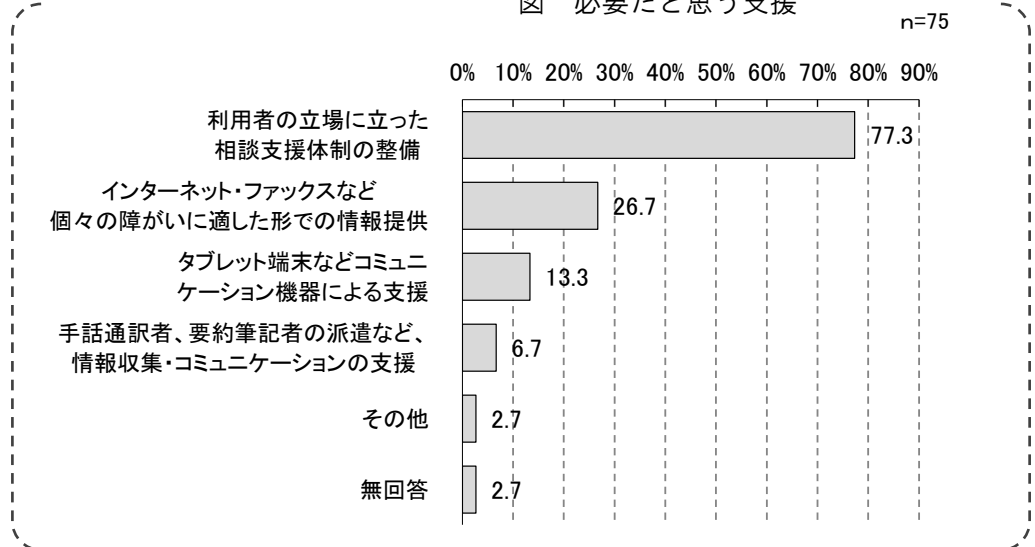


図 必要だと思う支援



情報収集・コミュニケーションに関する支援の有無は「必要な支援がある」が 24.1%、「ない」が 57.9%となっている。(図 情報収集・コミュニケーションに関する支援の有無)

問 18 であると回答した人に必要だと思う支援をたずねたところ、「利用者の立場に立った相談支援体制の整備」が 77.3%と最も多く、次いで「インターネット・ファックスなど個々の障がいに適した形での情報提供」が 26.7%、「タブレット端末などコミュニケーション機器による支援」が 13.3%となっている。(図 必要だと思う支援)

～相談ごとについて～

相談相手の有無・相談相手

問 19 あなたは、生活上の悩みごとや心配ごとを相談する人がいますか。

(問 19 で 1 を選んだ方に) 問 19-1 あなたは、生活上の悩みごとや心配ごとを誰に相談していますか。

(○はあてはまるものすべて)

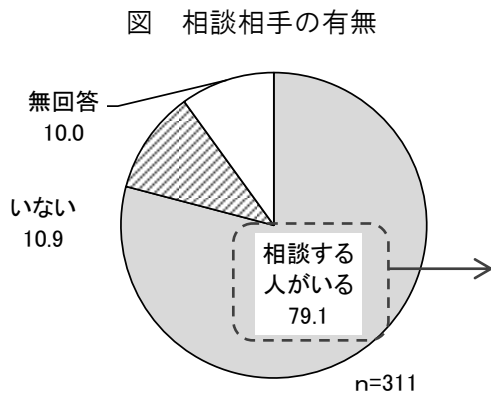
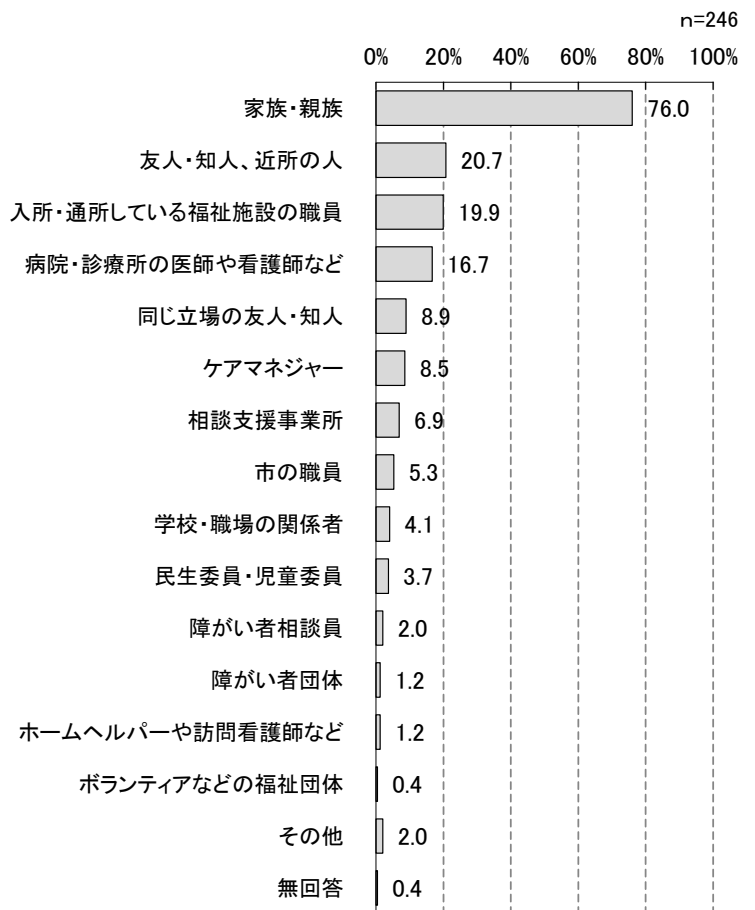


図 相談相手



相談相手の有無は「相談する人がいる」が 79.1%、「いない」が 10.9%となっています。(図 相談相手の有無)

問 19 でいると回答した人に相談相手をたずねたところ、「家族・親族」が 76.0%と最も多く、次いで「友人・知人、近所の人」が 20.7%、「入所・通所している福祉施設の職員」が 19.9%、「病院・診療所の医師や看護師など」が 16.7%となっている。(図 相談相手)

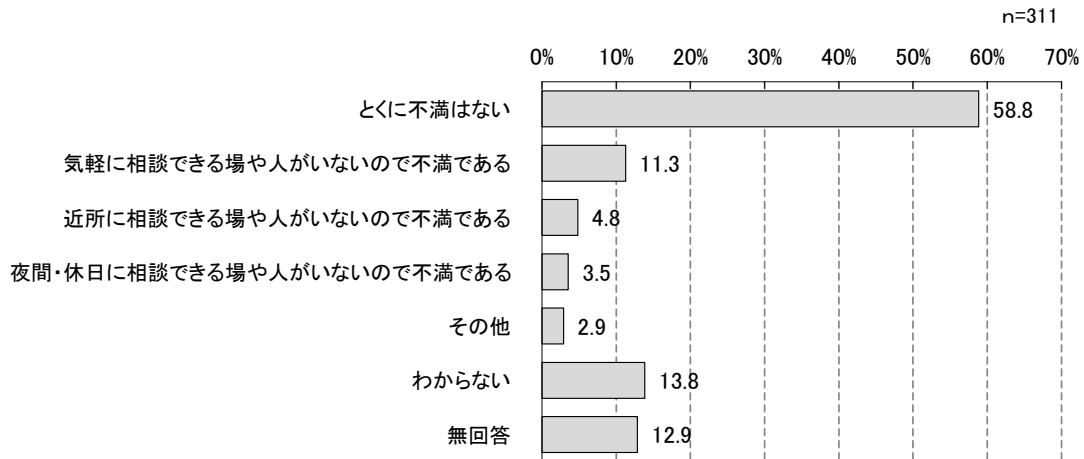
「その他」の主な意見

病院の相談員 など

困ったときの相談体制への不満

問 20 現在の困ったときの相談体制について、あなたはどのように感じていますか。

図 困ったときの相談体制への不満



困ったときの相談体制への不満は「特に不満はない」が58.8%と最も多く、次いで「わからない」が13.8%、「気軽に相談できる場や人がいないので不満である」が11.3%、「近所に相談できる場や人がいないので不満である」が4.8%、「夜間・休日に相談できる場や人がいないので不満である」が3.5%となっている。

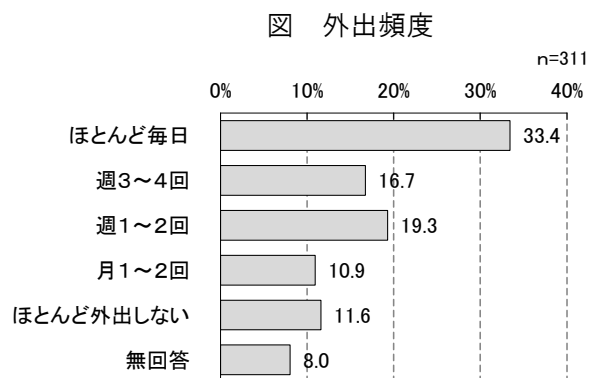
「その他」の主な意見

困っていても誰に相談したら良くなるのかわからない／相談できない環境にある
市に相談したかったが、病気に詳しくなく難しかった など

～外出について～

外出頻度

問 21 あなたは、普段どのくらい外出しますか。(○は1つだけ)



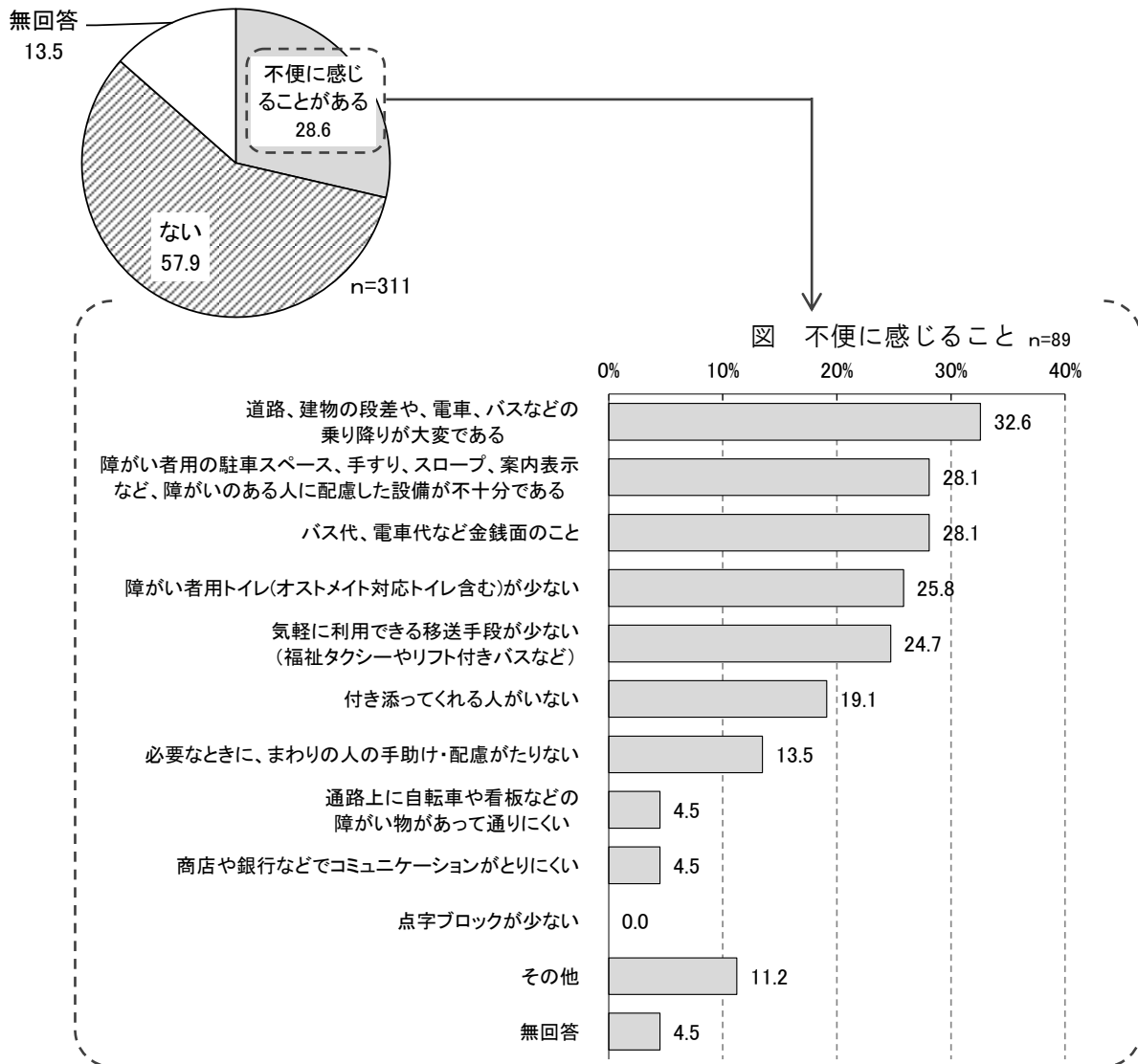
外出頻度は「ほとんど毎日」が 33.4%と最も多く、次いで「週1~2回」が 19.3%、「週3~4回」が 16.7%となっている。

外出の際に不便に感じることの有無・不便に感じること

問 22 外出の際に困ったり、不便に感じることはありますか。

(問 22 で 1 を選んだ方に) 問 22-1 外出の際、困ったり不便に感じることはどんなことですか。
(○はあてはまるものすべて)

図 外出の際に不便に感じることの有無



外出の際に不便に感じることの有無は「不便に感じることもある」が28.6%、「ない」が57.9%となっている。(図 外出の際に不便に感じることの有無)

外出の際に不便に感じることをたずねたところ、「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りが大変である」が32.6%と最も多く、次いで「障がい者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など、障がいのある人に配慮した設備が不十分である」、「バス代、電車代など金銭面のこと」が28.1%、「障がい者用トイレが少ない」が25.8%、「気軽に利用できる移送手段が少ない」が24.7%となっている。(図 不便に感じること)

「その他」の主な意見

運転をやめているから／雨が降ると不便 など

～地域との関わりについて～

近所つきあいの有無・つきあいの内容

問 23 あなたは、ふだん地域の人とおつきあいをしていますか。

(問 23 で 1 を選んだ方に) 問 23-1 あなたは、ふだん地域の人とどのようなおつきあいをしていますか。(○はあてはまるものすべて)

図 近所つきあいの有無

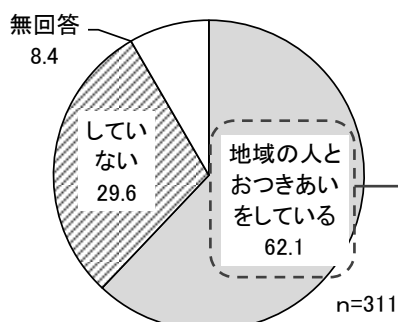
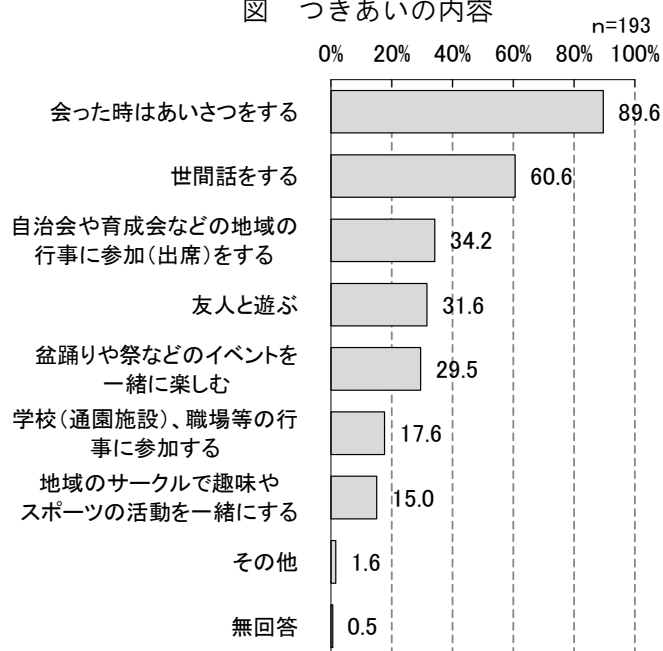


図 つきあいの内容



近所づきあいをしているかでは「地域の人とおつきあいをしている」が 62.1%、「していない」が 29.6%となっている。(図 近所つきあいの有無)

つきあいをしている人に内容をたずねたところ、「会ったときはあいさつをする」が 89.6%と最も多く、次いで「世間話をする」が 60.6%、「自治会や育成会などの地域の行事に参加(出席)をする」が 34.2%、「友人と遊ぶ」が 31.6%、「盆踊りや祭などのイベントと一緒に楽しむ」が 29.5%となっている。(図 どのようなつきあいかな)

「その他」の主な意見

老人クラブ、サロン/同じ病気の人のかみに参加/社会体育 など

地域活動参加への問題の有無・地域活動参加で問題となること

問 24 あなたが地域活動に参加する場合、問題となることがありますか。
 (問 24 で 1 を選んだ方に) 問 24-1 あなたが地域活動に参加する場合、問題となることは
 どのようなことですか。(○は主なもの 3 つまで)

図 地域活動参加への問題の有無

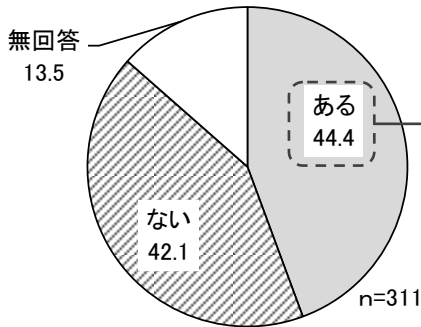
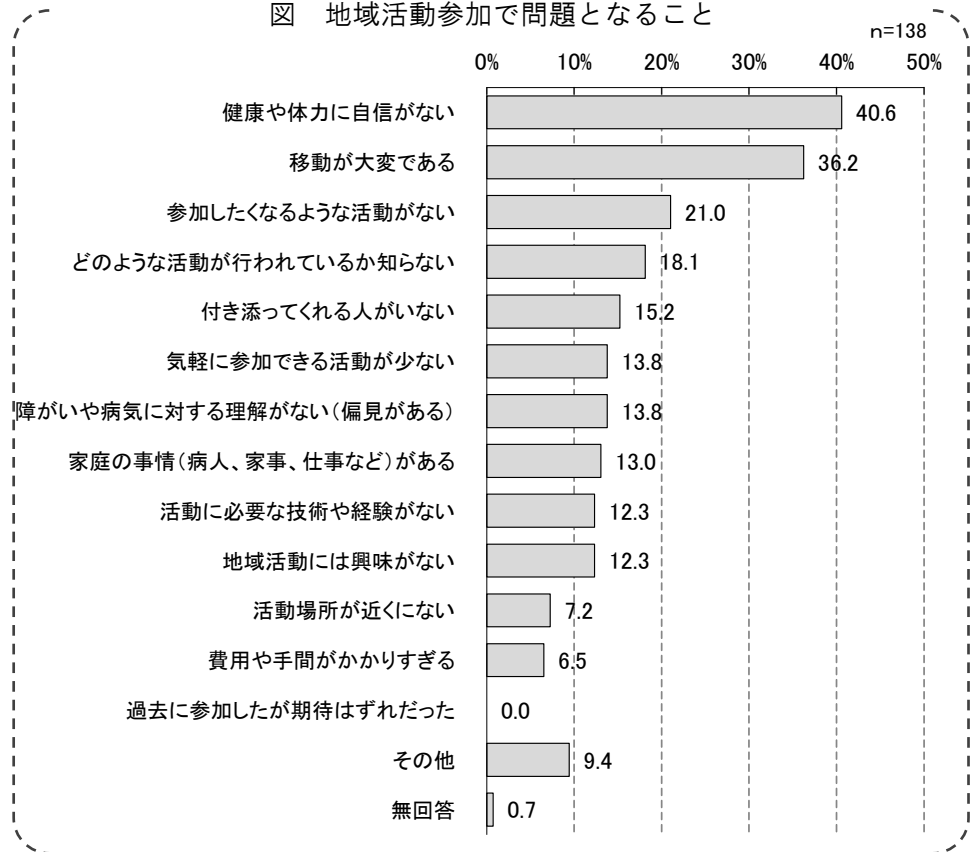


図 地域活動参加で問題となること



地域活動参加への問題の有無は「ある」が 44.4%、「ない」が 42.1%となっている。(図 地域活動参加への問題の有無)

問 24 であると回答した人に活動参加で問題となることをたずねたところ、「健康や体力に自信がない」が 40.6%と最も多く、次いで「移動が大変である」が 36.2%、「参加したくなるような活動がない」が 21.0%となっている。(図 地域活動参加で問題となること)

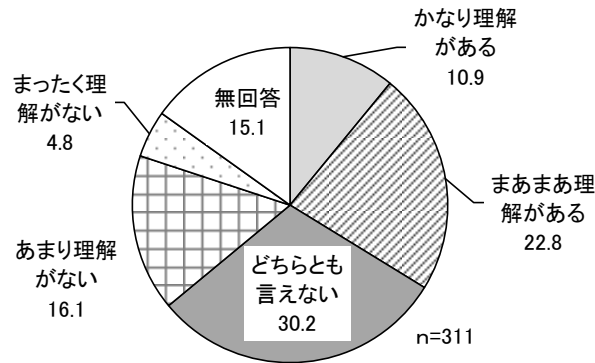
「その他」の主な意見

参加場所にトイレ等設備が不十分である／人の目が気になる／情報がない
 ジェスチャーや筆談等で、わかるようにしてほしい／病気で参加できない など

障がいや病気に対する市民の理解の有無

問 25 障がいや病気に対する市民の理解について、どのように感じていますか。
(○は1つだけ)

図 障がいや病気に対する市民の理解の有無



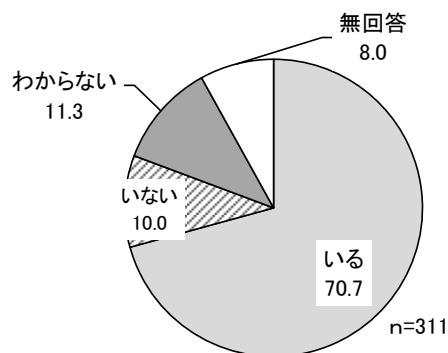
障がいや病気に対する市民の理解の有無は「どちらとも言えない」が30.2%と最も多くなっている。

「かなり理解がある」、「まあまあ理解がある」を合計した『理解がある』という人は33.7%、「あまり理解がない」、「まったく理解がない」を合計した『理解がない』という人は20.9%となっており、『理解がある』という人の方が多くなっている。

緊急時・災害時に手助けしてくれる人の有無

問 26 あなたには、急病などの緊急時や地震、台風などの災害時に手助けをしてくれる人が身近にいますか。(○は1つだけ)

図 緊急時・災害時に手助けしてくれる人の有無

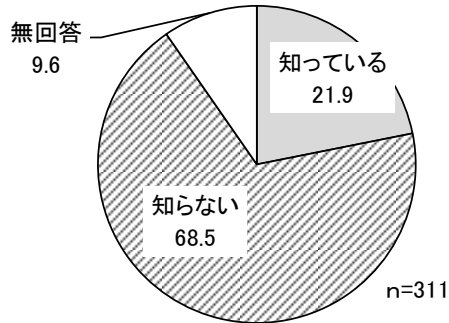


緊急時・災害時に手助けしてくれる人の有無は「いる」が70.7%、「いない」は10.0%となっている。

避難行動要支援者名簿の認知度

問 27 あなたは、避難行動要支援者名簿を知っていますか（○は1つだけ）

図 避難行動要支援者名簿の認知度



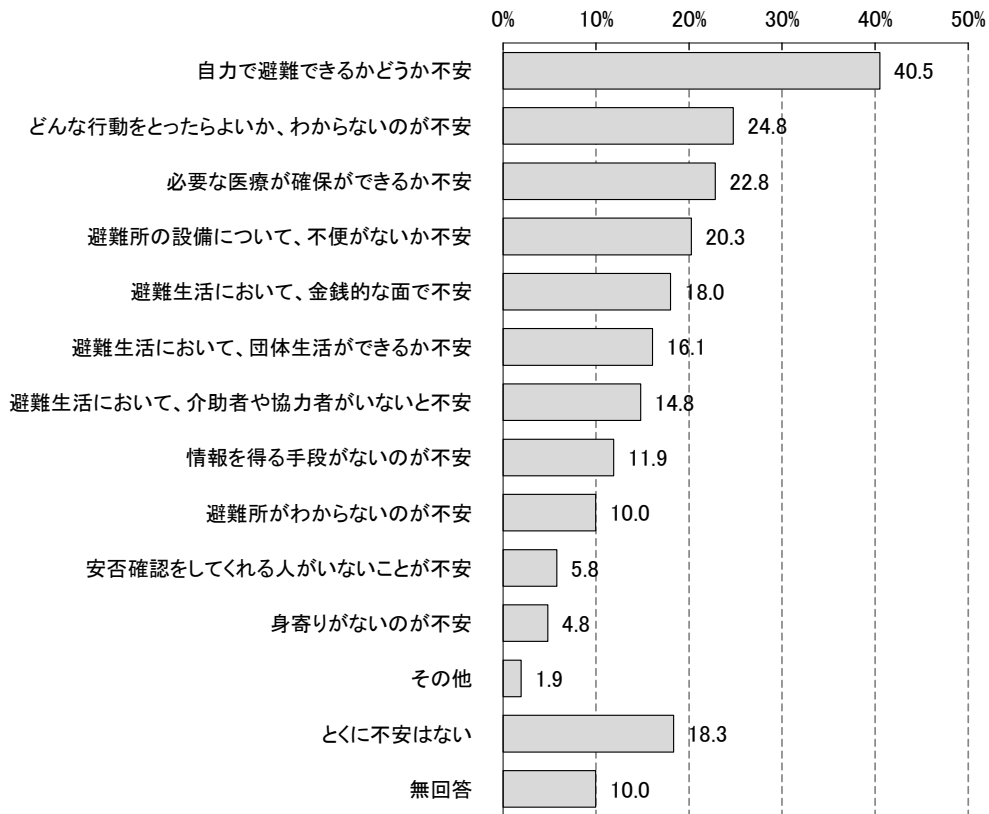
避難行動要支援者名簿の認知度は「知っている」が21.9%、「知らない」が68.5%となっている。

災害時の不安

問 28 あなたは災害時を想定した場合、どのような不安がありますか。（○はあてはまるものすべて）

図 災害時の不安

n=311



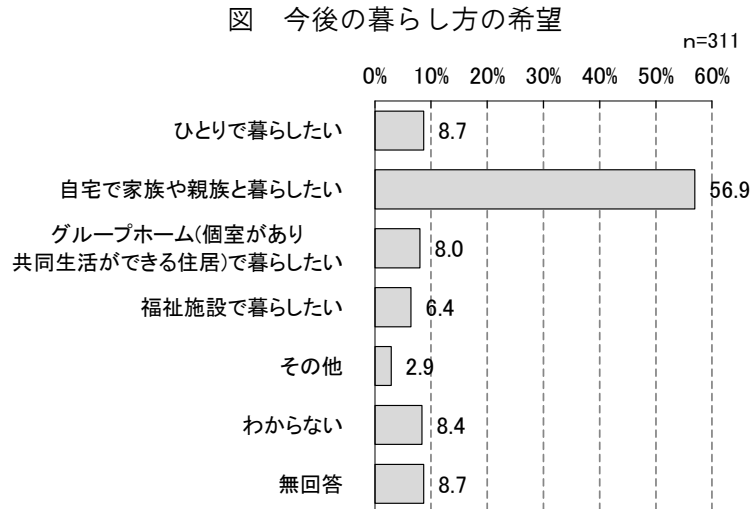
災害時の不安は「自力で避難できるかどうか不安」が40.5%と最も多く、次いで「どんな行動をとったらよいか、わからないのが不安」が24.8%、「必要な医療が確保ができるか不安」が22.8%、「避難所の設備について、不便がないか不安」が20.3%となっている。

「その他」の主な意見
 トイレが特に心配／避難所まで一人では行けない／耳が聞こえないので、教えてもらわないとわからないことが不安 など

～今後の生活について～

今後の暮らし方の希望

問 29 あなたは、これからの生活をどのように送りたいとお考えですか。(○は1つだけ)



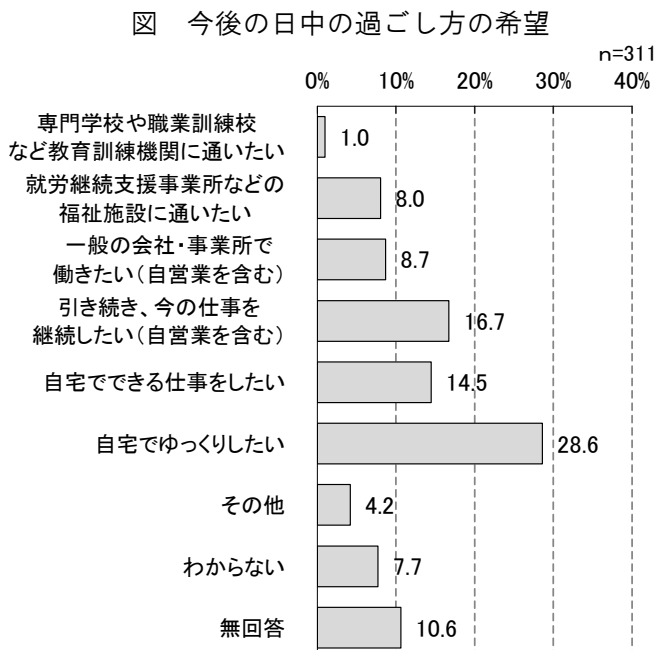
今後の暮らし方の希望は「自宅で家族や親族と暮らしたい」が56.9%と最も多く、次いで「ひとりで暮らしたい」が8.7%となっている。

「その他」の主な意見

リフォームして自宅で住みたい／今の生活を維持したい
障がい者(子)が親(高齢者の)と入れる施設を作ってほしい など

今後の日中の過ごし方の希望

問 30 あなたは、今後、日中どのように過ごしたいと思いますか。(○は1つだけ)



今後の日中の過ごし方の希望は「自宅でゆっくりしたい」が28.6%と最も多く、次いで「引き続き、今の仕事を継続したい(自営業を含む)」が16.7%、「自宅でできる仕事をしたい」が14.5%となっている。

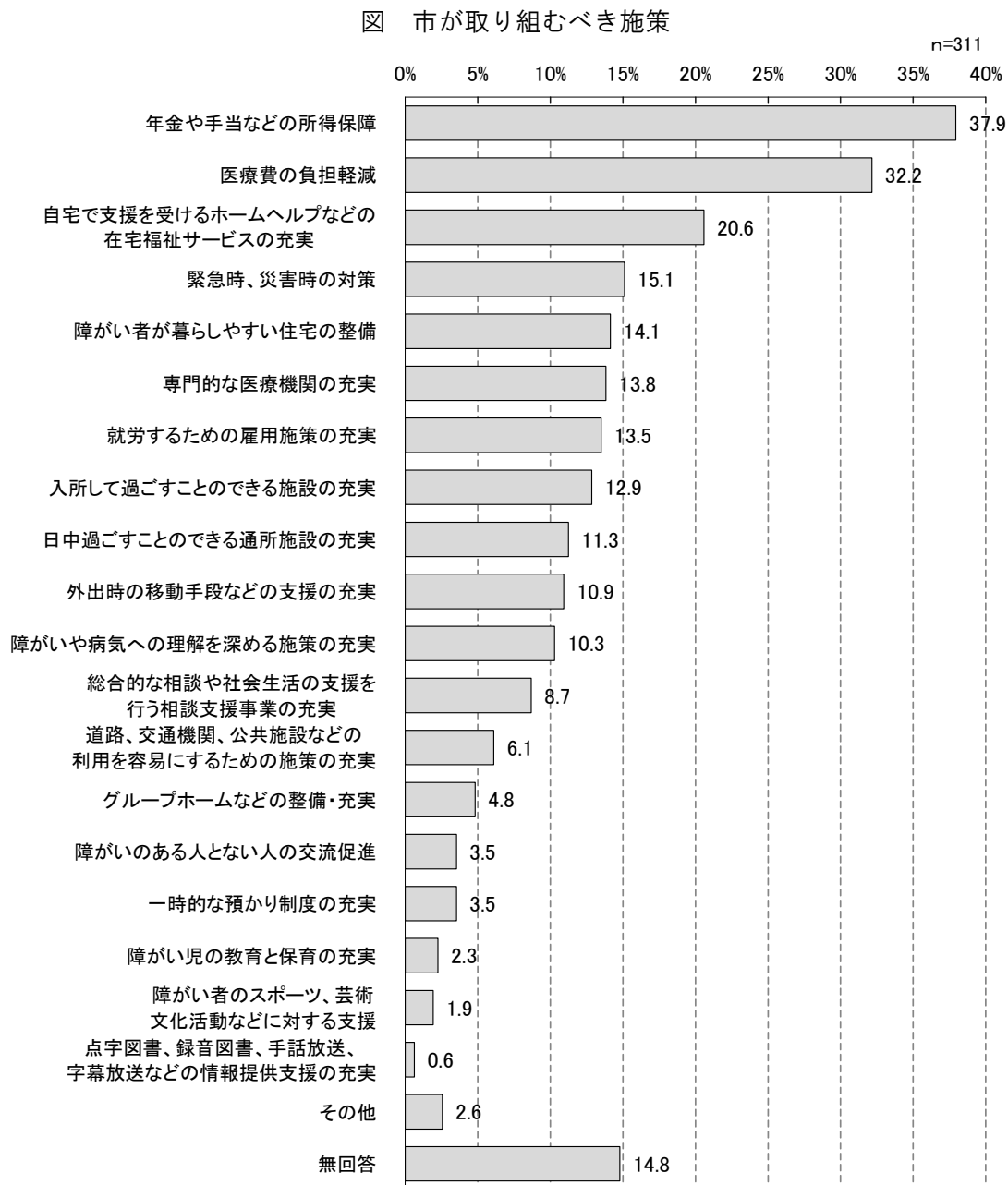
「その他」の主な意見

進学したい／畑仕事をしたい
／入所施設で過ごしたい／時々
パートをしたい など

～豊後高田市の施策について～

市が取り組むべき施策

問 31 今後、市が取り組むべき施策として、何が重要だと思いますか。（○は主なもの3つまで）



市が取り組むべき施策は「年金や手当などの所得保障」が 37.9%と最も多く、次いで「医療費の負担軽減」が 32.2%、「自宅で支援を受けるホームヘルプなどの在宅福祉サービスの充実」が 20.6%となっている。

「その他」の主な意見

相談者から問題をうまく引き出せれば、取り組むべき施策はみえてくると思う など

施設や病院での訓練や治療の利用の有無・訓練や治療で希望すること

問 32 施設や病院での訓練や治療を利用したことがありますか。(○は1つだけ)

(問 32 で 1 を選んだ方に) 問 32-1 施設や病院での訓練や治療について、あなたが希望することはどんなことですか。(○はあてはまるものすべて)

図 施設や病院での訓練や治療の利用の有無

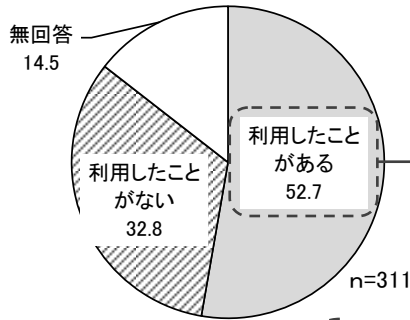
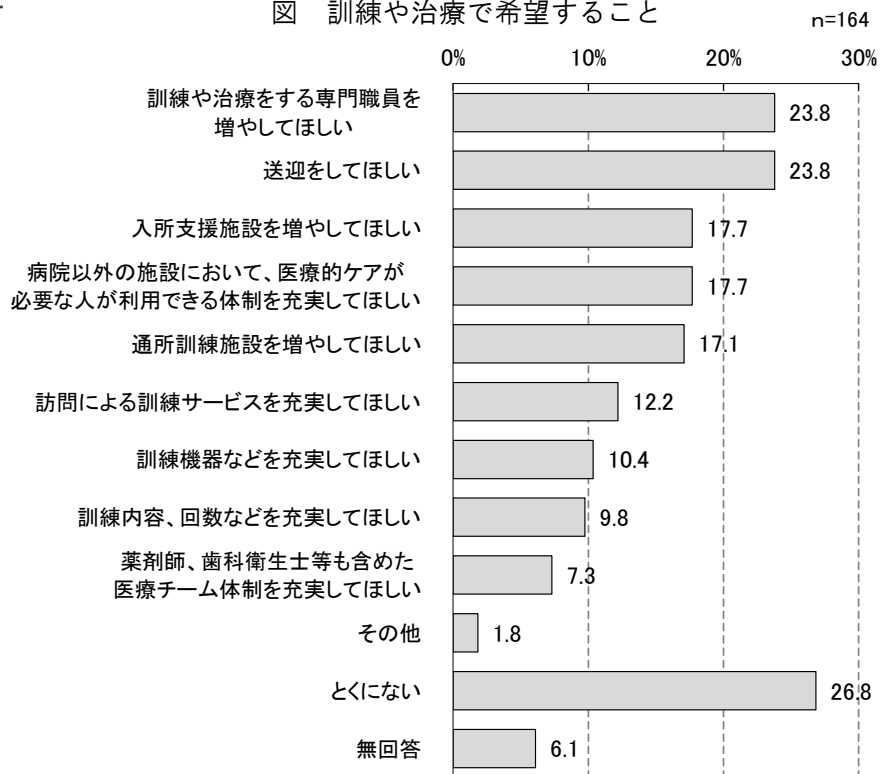


図 訓練や治療で希望すること



施設や病院での訓練や治療の利用の有無は「利用したことがある」が 52.7%、「利用したことがない」が 32.8%となっている。(図 施設や病院での訓練や治療の利用の有無)

利用したことがあると回答した人が訓練や治療で希望することをたずねたところ、「訓練や治療をする専門職員を増やしてほしい」、「送迎をしてほしい」が 23.8%、「入所支援施設を増やしてほしい」、「病院以外の施設において、医療的ケアが必要な人が利用できる体制を充実してほしい」が 17.7%、「とくにない」は 26.8%となっている。(図 訓練や治療で希望すること)

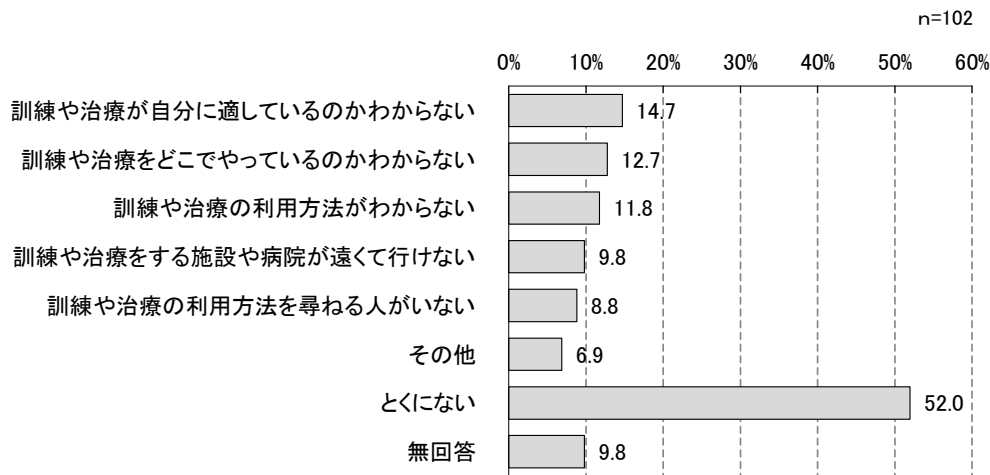
「その他」の主な意見

市内に行きたい(訓練)病院がなく遠方まで行っている。リハビリだけの施設を考えてほしい／説明を充実させてほしい／県内にも訓練できるところがあれば楽だと思う など

施設や病院での訓練や治療を利用しない理由

(問 32 で 2 を選んだ方に) 問 32-2 施設や病院での訓練や治療について、利用しない理由はどんなことでしょうか。(○はあてはまるものすべて)

図 施設や病院での訓練や治療を利用しない理由



施設や病院での訓練や治療を利用しない理由は「訓練や治療が自分に適しているのかわからない」が 14.7%と最も多く、「訓練や治療をどこでやっているのかわからない」が 12.7%、「訓練や治療の利用方法がわからない」が 11.8%、「訓練や治療をする施設や病院が遠くて行けない」が 9.8%、「とくにない」は 52.0%となっている。

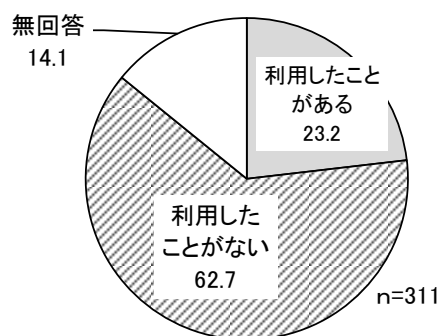
「その他」の主な意見

必要がないため／施設のなかで訓練や治療をしてほしい／断られたのであきらめた治療はしているが訓練はない など

通所サービスの利用の有無

問 33 通所サービスを利用したことがありますか。(○は 1 つだけ)

図 通所サービスの利用の有無

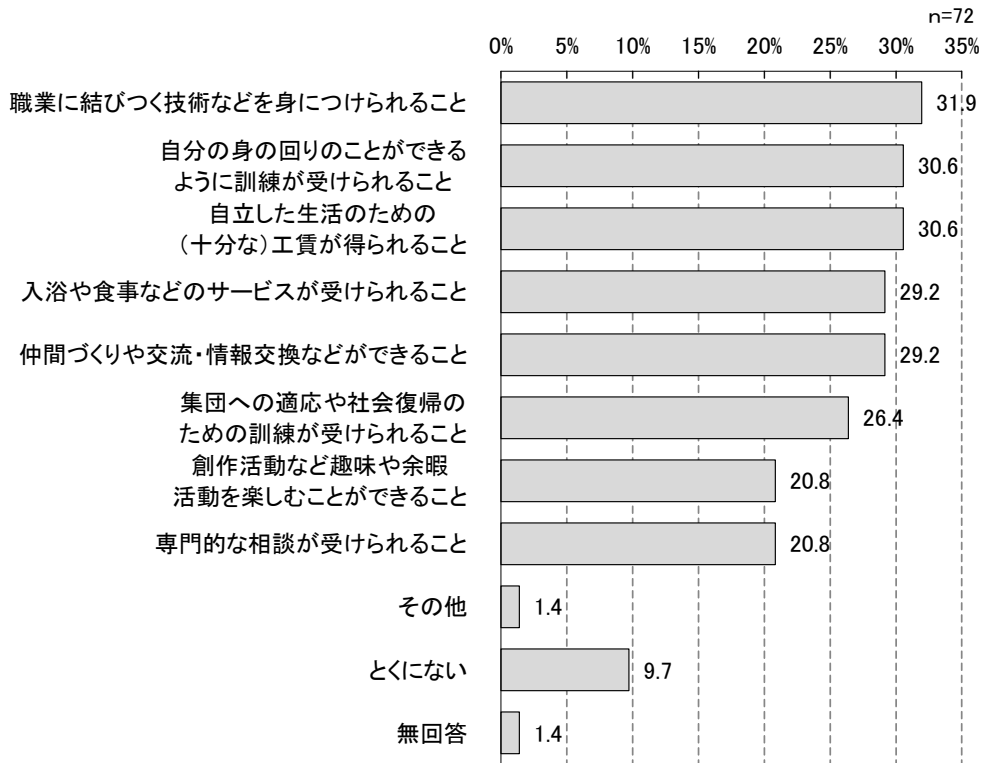


通所サービスの利用の有無は「利用したことがある」が 23.2%、「利用したことがない」が 62.7%となっている。

通所サービスへの希望

(問 33 で 1 を選んだ方に) 問 33-1 通所サービスについて、あなたはどのような希望をおもちですか。
(○はあてはまるものすべて)

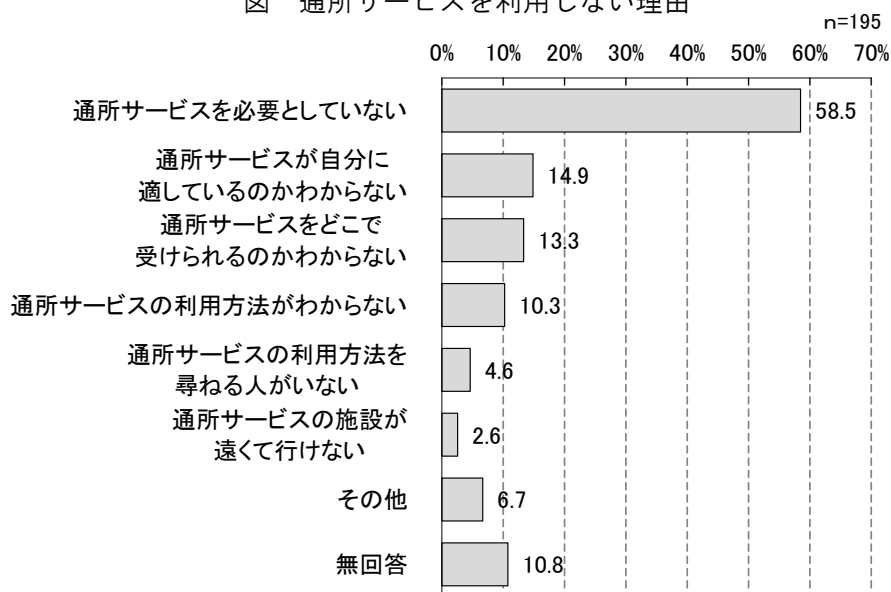
図 通所サービスへの希望



利用したことがあると回答した人に通所サービスへの希望をたずねたところ、「職業に結びつく技術などを身につけられること」が 31.9%と最も多く、次いで「自分の身の回りのことができるように訓練が受けられること」、「自立した生活のための(十分な)工賃が得られること」が 30.6%、「入浴や食事などのサービスが受けられること」、「仲間づくりや交流・情報交換などができること」が 29.2%となっている。

(問 33 で 2 を選んだ方に) 問 33-2 通所サービスについて、利用しない理由はどんなことでしょうか。
 (○はあてはまるものすべて)

図 通所サービスを利用しない理由



通所サービスを利用しないと回答した人に理由をたずねたところ、「通所サービスが自分に適しているのかわからない」が 14.9%と最も多く、「通所サービスをどこで受けられるのかわからない」が 13.3%、「通所サービスの利用方法がわからない」が 10.3%、「通所サービスを必要としていない」は 58.5%となっている。

「その他」の主な意見

通所サービスとは何かわからない／介護保険サービスを利用しているため
 入所中のため／施設入所、生活介護サービスを受けているため など

～権利擁護について～

障がいや病気によって差別や嫌な思いをした経験の有無・差別や嫌な思いをした場所

問 34 あなたは、障がいや病気などによって差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。
 (○は1つだけ)
 (問 34 で 1 または 2 を 選 ん だ 方 に) 問 34-1 ど の よ う な 場 所 で 差 別 や 嫌 な 思 い を し ま し た か。
 (あ て は ま る も の す べ て に ○)

図 障がいや病気によって
差別や嫌な思いをした経験の有無

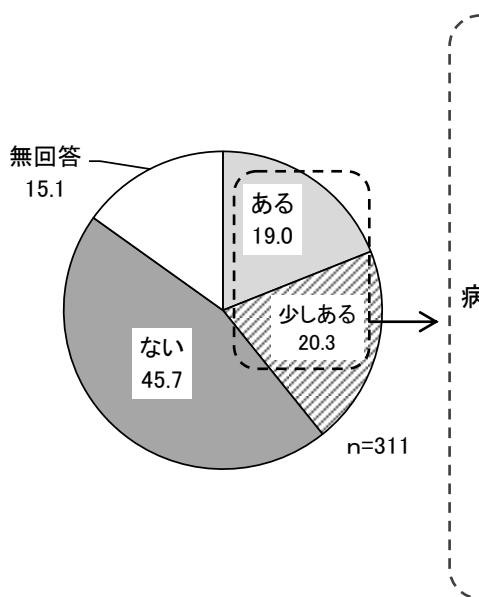
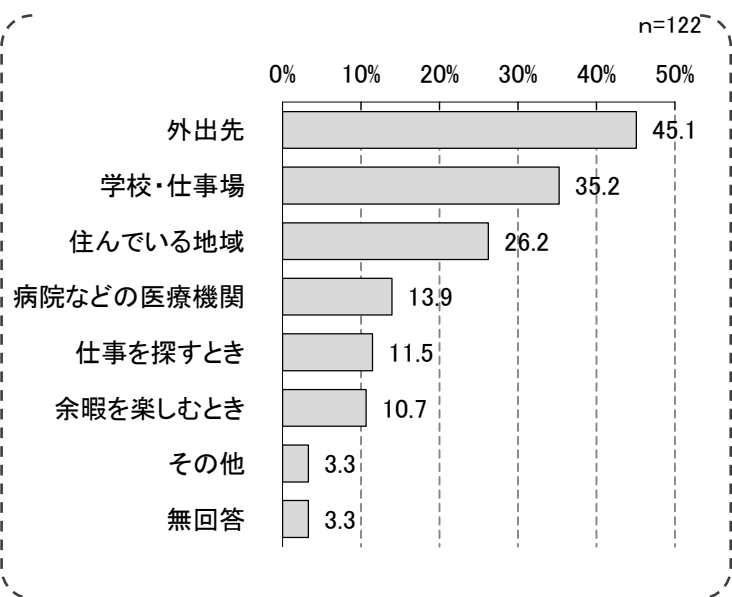


図 差別や嫌な思いをした場所



障がいや病気によって差別や嫌な思いをした経験は「ない」が45.7%、「少しある」が20.3%、「ある」が19.0%となっている。(図 障がいや病気によって差別や嫌な思いをした経験の有無)

差別や嫌な思いをした場所は「外出先」が45.1%と最も多く、次いで「学校・仕事場」が35.2%、「住んでいる地域」が26.2%となっている。(図 差別や嫌な思いをした場所)

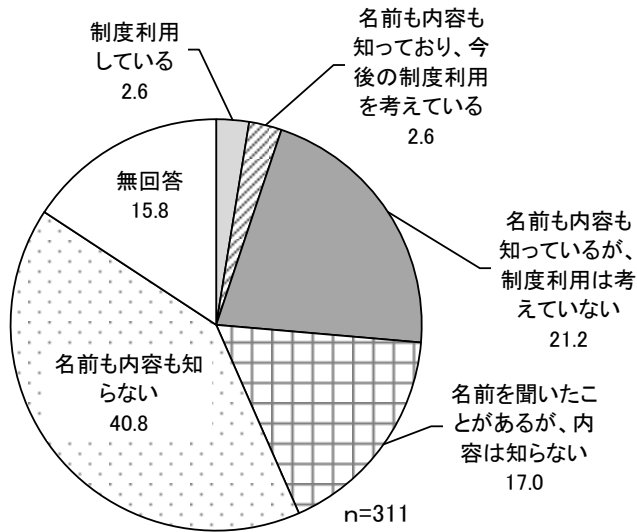
「その他」の主な意見

スーパー店内や、駐車場／入所中 など

成年後見制度の認知度

問 35 成年後見制度についてご存じですか。(○は1つだけ)

図 成年後見制度の認知度



成年後見制度の認知度は「名前も内容も知らない」が40.8%と最も多く、次いで「名前も内容も知っているが、制度利用は考えていない」が21.2%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が17.0%となっている。

問 36 何かお困りのこと、ご意見・ご要望、より自立した生活を送るために必要なものなどのご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

主な自由意見

障害者手帳別および自立支援医療受給者証	主な自由意見
身体障害者手帳所持者	<ul style="list-style-type: none"> ○温水プールの設置 ○障がいのある人が自分の能力に合わせて活動できる場所の設置 ○市内に夜間透析ができる体制づくり ○ニーズの多様化に対応したきめ細やかな福祉制度の充実 ○ひとりでいるときに事件等の緊急時に遭遇した際の対応装置 ○住宅改修する際のバリアフリー化 ○自宅のトイレに手すりを設置したい ○メンタルケアの充実 ○情報などの定期発信、共有化 ○ショートステイができる施設の増加 ○国民年金で入所できる施設を増やして欲しい
療育手帳所持者	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児に十分な療育を受けさせる医療機関の設置 ○市内に放課後等デイサービスの設置 ○親子で入れる老人ホームの設置 ○就労継続支援A型・B型の充実
精神障害者保健福祉手帳所持者	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児の保護者への支援体制の強化 ○障がい者の就労できる施設の増加 ○精神障がいについて少しでも多くの人に理解を広めてもらいたい ○乗り合いタクシー休日を増やしてほしい

2 豊後高田市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす組織として、豊後高田市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 委託相談支援事業者の中立性及び公平性の確保と運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係組織によるネットワーク構築等にむけた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画に関すること。
- (6) 法第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画に関すること。
- (7) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要に応じ協議会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、必要に応じ、必要と認められる機関の担当で構成する専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

3 平成 27 年度 豊後高田市地域自立支援協議会委員名簿

分野	職 名 等	氏 名
議 会	豊後高田市議会社会文教委員会 委員長	井ノ口 憲治
福 祉	豊後高田市障害者福祉会 代表	河野 俊一
	豊後高田手をつなぐ育成会 会長	香丸 俊仁
	障害福祉サービス事業所ひまわり苑 施設長	富嶋 孝徳
	障害者支援施設コスモス 施設長	土谷 力
	多機能型事業所高田みづほ園 管理者	後藤 則隆
	授産施設八光園 園長	森若 鐵夫
保 健 医 療	豊後高田市医師会 会長	野中 良仁
	千嶋病院 院長	千嶋 達夫
地 域	豊後高田市自治委員会連合会 副会長	成重 勝博
	豊後高田市民生児童委員協議会 会長	野々村 陽一
	豊後高田市民生児童委員協議会障がい福祉部会 部会長	石丸 功
	豊後高田市ボランティア連絡協議会 会長	岡村 田鶴子
療 育 ・ 教 育	豊後高田市保育協議会 会長	木下 秀孝
	豊後高田市教育課程研究協議会特別支援教育部会 部会長	大波多 正子
支 援 セ ン タ ー	相談支援事業所こもれび舎 管理者	寄村 仁子
	地域総合支援センター サポートネットすまいる センター長	山本 公則
	ぶんご高田障がい者相談支援センター 代表	合田 昭子
	みづほ障がい者相談支援センター センター長	貞池 健
	地域相談支援事業所 コスモス 管理者	田口 浩慶
行 政	宇佐公共職業安定所 所長	宮下 和久
	大分県北部保健所 所長	大神 貴史
	豊後高田市副市長	鴛海 豊
事 務 局	豊後高田市社会福祉課長	植田 克己
	豊後高田市ウェルネス推進課長	伊南 富士子

4 用語解説

あ行

◆あんしんサポート事業（日常生活自立支援事業）

判断能力が不十分な高齢者・知的障がい者・精神障がい者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅での自立した生活を送ることを支援しようとする事業のこと。

◆あらゆる社会的障壁／合理的配慮

社会的障壁とは、障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部（ことがら、物、制度、習慣、考え方など）をいう。また、合理的配慮とは、障がいのある人がそのことで困っているときに、その人の障がいに合った必要な工夫ややり方をする事。

◆医療的ケア

吸引や経管栄養、圧迫導尿などの医療的な処置を日常的に必要とする障がい者（児）に対して、看護師や保健師が医師の指示に従って行う医療的な援助。

◆移動支援・ガイドヘルプサービス

視覚障がい者や全身性障がい者が、公的機関や医療機関に行く場合等の社会的生活上必要な外出と社会参加の観点から必要と判断される外出時において、ガイドヘルパーを派遣するサービス。

◆インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条において、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的、身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的に、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みのことで、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、生活する地域において必要な教育環境が整備されること、個々に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている。

◆「うつ」・うつ病

抗うつ症状を示している状態全体に対して「うつ」という用語を、そのなかで抗うつ症状が中心になって本人が強い苦痛を感じていたり、日常生活にはっきりとした支障が生じていたりしている状態に対して、医学的治療の対象になるという意味で「うつ病」という用語を使用している。

◆NPO（エヌ・ピー・オー）

ボランティア団体や市民団体等、民間の営利を目的としない団体（Non Profit Organization）の総称として使われている。

◆大分障害者職業センター

障がい者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障がいのある方、障がい者雇用を検討しているあるいは雇用している事業主の方、障がいのある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供する機関。別府市上野口 3088-170 Tel 0977-25-9035

◆大分県障がい者スポーツ大会

大分県障がい者体育協会が主管する大会。全ての障がい者が、希望と勇気をもって自立し、社会に積極的に参加する意欲を喚起するとともに、障がい者スポーツの普及に努め、県民が障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的に例年開催されている。

か行

◆介護保険

40歳以上の方が被保険者として介護保険に加入し、65歳以上の方は、要介護認定において介護が必要と認定された場合、また、40歳から64歳までの方で介護保険の対象となる特定疾病により介護が必要と認定された場合に介護サービスを受けることができる制度。

介護サービスには、訪問介護や通所介護等の在宅介護サービスと、特別養護老人ホームや老人保健施設等に入所する施設介護サービスがある。

平成29年4月からは介護保険の予防給付（要支援の方に対するサービス）のうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行され、市町村の事業として実施される。

◆ガイドヘルプサービス（移動支援）

屋外での移動に著しい制限があったり、一人での外出が困難な障がいのある人が、公的機関や医療機関に行く場合等の社会生活上必要な外出と社会参加の観点から必要と判断される外出時において、ガイドヘルパーを派遣するサービス。

◆介助犬

肢体不自由のある身体障がい者のために、物の拾い上げ、運搬、着脱衣など肢体不自由を補う補助を行う犬。身体障がい者補助犬の一つ。

◆学習障害（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、各、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を示すもの。

◆居宅サービス

支援費制度以前における居宅サービスのこと。現在の障害者総合支援法においては、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、短期入所（ショートステイ）に集約されている。なお、児童は児童福祉法において、児童発達支援、放課後等デイサービスなどがある。

◆グループホーム

地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において、数人の障がい者が一定の経済的負担を負って共同で生活する形態。

同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により、食事の提供、相談、その他の日常生活援助が行われる。

◆ケアマネジメント

介護保険で要介護認定を受け、実際に介護サービスを利用する場合に、適切な介護サービスが利用できるようにケアマネージャー（介護支援専門員）と相談してケアプランを作成していくこと。

◆ケアプラン

介護者に対してどのような福祉サービスがどの程度必要か、またその費用についてなどを計画すること。

◆高次脳機能障がい

病気や外相などの原因により脳が損傷され、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障がいをきたす病態。

◆更生医療

障がい認定の対象となった機能障がいを軽減、除去または代償することによって、日常生活能力を回復させることを目的とする医療。

◆交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動円滑化の促進に関する法律」。旅客施設や車両など公共交通機関のバリアフリー対応にかかわる移動円滑化基準等を定めた法律。

さ行

◆在宅サービス

自宅で生活する障がい者に対する従来の援助サービスで、いわゆる在宅三本柱といわれるホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイの総称。

◆支援費制度

障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障がい者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組み。

◆自立支援医療（制度）

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のこと。18歳以上を対象とする更生医療、18歳未満の児童を対象とする育成医療、精神疾患の通院医療が対象となる精神通院医療の3種類がある。

◆社会資源

人々のニーズを充足したり、問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。

◆手話奉仕員・要約筆記奉仕員

手話方針・要約筆記奉仕員は、派遣依頼を受けて、手話奉仕員は聴覚障がいのある人とない人の意思伝達の仲介を、要約筆記奉仕員は中途失聴者、難聴者等と障がいのない人の意思伝達の仲介を行うほか、市町村からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する者。

◆障がい児保育事業

集団保育が可能な程度の、心身に障がいある児童を保育所に入所させるにあたり、保育所が行う支援体制の整備に対して市が補助する制度。

◆障害者基本法

身体障がい、知的障がい、精神障がいを対象として、施策の基本理念や生活全般にかかわる施策の基本となる事項を定めた法律で、障がいのある人の「完全参加と平等」を目的としている。

◆身体障害者手帳

身体障害者福祉法で定められている身体上の障がいのある人が、医師の診断書を提出し身体障害者更生相談所の判定を受けたうえで障がいの程度が規定に該当すると認められた人に対して交付される手帳。

◆身体障がい者補助犬

平成14年（2002年）10月に「身体障害者補助犬法」が施行され、身体障がい者の自立および社会参加の促進に寄与するため、身体障がい者補助犬の訓練事業者および使用者の義務を定めるとともに、身体障がい者が公共施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障がい者補助犬を同伴することが可能となった。身体障がい者補助犬は、盲導犬、介助犬および聴導犬の総称。

◆手話通訳者

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語い、手話表現技術および基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う者。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

◆手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、言語・聴覚障がい者のために手話通訳を行う人。

◆障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業およびこれにともなう日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

◆障害者の日／障害者週間

障がい者問題について国民の理解と認識を深め、障がいのある人の福祉の増進を図るため、昭和56年（1981年）に政府の国際障害者年推進本部が定めた日で、国際連合が昭和50年（1975年）に「障害者の権利宣言」を採択した日（12月9日）。障害者基本法においても規定されている。

なお、毎年12月3日から9日までが「障害者週間」。

◆職親制度（精神障がい者社会適応訓練事業）

精神障がい者が一定期間、理解ある事業所に通い、病気のために低下した作業能力、対人関係能力、生活能力等を仕事（作業訓練）をとおして取り戻す訓練を行う制度。

◆職場適応援助者（ジョブコーチ）

就労を希望する障がいのある人に対して、一緒に職場に行き、ともに作業したり休憩時間を過ごし、障がいのある人が働きやすいように援助を行うことを業務とする者。障がいのある人への支援だけでなく、事業主や職場の従業員に対しても助言や職務・職場環境の改善を提案し、障がいのある人の職場定着を図ることを目的とする。

◆小児慢性特定疾病

子どもの慢性疾患のうち、ぜんそく、慢性心疾患、糖尿病、先天性代謝異常など厚生労働省が指定する疾患で、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部が助成される。

◆重症心身障がい児（者）

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児（者）。

◆重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯等の家事並びに生活等に関する相談などを行う介護制度。平成26年4月の障害者総合支援法の一部改正により、その対象者が重度の肢体不自由者に加えて、重度の知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する方も追加された。

◆巡回支援専門員

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフに対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行うもの。

◆情報アクセシビリティ

年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

◆情報のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

障がい者や高齢者等が、パソコンやインターネットといった情報通信技術を利用する際の、さまざまな障壁を取り除くこと。

◆生活訓練

社会で自立して生活できるよう、共同住居を提供し、自立生活に必要な知識や生活技術の習得にむけ、基礎的な生活訓練を行うこと。

◆生活の質（QOL）の向上

「生活全体としての質を高めていく」ということ。日常生活能力の向上にとどまらず、適切な住居、健康的な生活、スポーツ・レクリエーションの参加、文化的な余暇活動、そして恋愛、結婚という生涯にわたる生活全体を高めていくなかに、一人の社会人としての満足感や幸福感をもつことができるという考え。

◆精神障害者保健福祉手帳

精神疾患がある人のうち、精神障がいのための日常生活または社会生活に制限のある人の社会復帰や社会参加の促進を目的として交付される手帳。

◆成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が十分ではない方々を保護するための制度。そのような方が契約を結ぶ必要がある場合などに、本人にかわってこれらの行為を行うなどの後見的作用を務める成年後見人等を家庭裁判所が選任することによって、その判断能力を補うもの。

◆そしゃく障がい

摂取した食べ物をかみくだき、呑みくだすことが円滑にできない状態。

◆措置

社会福祉において、要援助者のために法律上の施策を具体化する行政行為、およびその施策の総称。福祉の措置。

た行

◆短期入所サービス（ショートステイ）

在宅の障がい者を介護している家族が、病気や事故などにより一時的に介護できなくなったときに施設で預かり、介護を行う事業。

◆第三者評価

事業者・利用者でない第三者によりサービスの評価を行い、利用者等への情報提供を行うとともにサービスの質の向上を図ろうとするもの。

◆地域福祉計画

平成12年に改正された社会福祉法において、「地域福祉の推進」が基本理念の一つに掲げられ、各市町村による地域福祉計画の策定が規定された。この計画は、それぞれの地域において、どのように助け合い、支え合っていけば高齢者、障がいのある人、児童をはじめとする何らかの支援を要する人が暮らしやすい地域になるのか、という生活課題解決のための方策を定めた計画。豊後高田市では「第2期地域福祉計画」（平成25～29年度）を平成25年3月に策定している。

◆地域包括支援センター

地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談・支援事業、③包括的・継続的マネジメント事業、④高齢者の虐待の防止・早期発見および権利擁護事業の4つの基本的な機能をもつ総合的マネジメントを担う中核機関として創設された。

豊後高田市では、市が委託する豊後高田市社会福祉協議会が運営する。

職員は、保健師等、社会福祉士、介護支援専門員の三職種。

設置・運営は、公正・中立性の確保、人材確保支援の立場から、関係機関団体等で構成される「地域包括支援センター運営協議会」がかかわる。

◆注意欠陥／多動性障害（ADHD）

Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略で、単調な作業が長時間できない、忘れっぽい、些細なミスをする、考えずに行動する、落ち着きがないなど、注意力散漫・衝動性・多動性の症状が見られる。

◆聴導犬

聴覚障がいのある身体障がい者のためにブザー者、電話の呼び出し者等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、必要に応じて音源への誘導を行う犬。身体障がい者補助犬の一つ。

◆デイケア

精神科リハビリテーションの一種で、精神障がい者の社会生活機能の回復を目的とした医療行為。精神障がい者に対し、昼間の一定時間、個々の患者に応じたプログラムに従ってグループごとに治療を行うもので、集団精神療法、作業療法、創作活動、生活指導等がある。なお、午後4時以降に行う形態の場合はナイトケアという。

◆特定疾患

いわゆる難病のうち、筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病、網膜色素変性症など厚生労働省が指定する疾患。

◆特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加にむけて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導をつうじて必要な支援を行うこと。

な行

◆内部障がい

身体障がいの一種類で、呼吸器機能障がい、心臓機能障がい、肝臓機能障がい、膀胱・直腸障がい、小腸障がい、後天性免疫不全症候群がその障がい範囲。

◆難病

厚生労働省が指定した特定疾患の通称。同省の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病 ②経過が慢性にわたり、単に経済的問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病としている。

◆日常生活用具

在宅の障がい者の日常生活がより円滑に行われるために給付または貸与する用具。浴槽、便器、パソコン、ファックスなど。

◆ノーマライゼーション

障がいのある人も同じ社会の一員として、社会的不利を負わないとともに、ごく当たり前の生活をしていく権利を享受できるようにするという。日常生活において、社会的不利を負っている人達のさまざまな欲求が、社会的不利を負っていない人達と同じように満たされ、地域での生活を基盤として他の人々と生活していけるような人間らしい社会、そうした「社会」のあり方。

は行

◆ハートビル法

「高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」。建築物のバリアフリー対応にかかわる利用円滑化基準等を定めた法律。2,000㎡以上の特別特定建築物については適合義務、その他の特定建築物については適合努力義務を課している。

◆発達障害者支援法

自閉症や学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）といった発達障がいのある子どもらを早期発見し、適切な教育や医療につなげる体制を整備する法律。平成17年4月1日施行。発達障がいの早期発見と、障がい者が学校教育や地域生活に必要な支援を受けられるよう、国や地方自治体の責務等が規定されている。

◆パブリックコメント

行政が政策や施策を決定する前に、その案などを広く一般に公表し、そこで得た一般からの意見を踏まえて案を確定する制度。

◆バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。従来の「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を一体化して、建築物（商業施設等）や交通施設（駅等）についてのバリアフリー対象が、それぞれ別々に行われてきたものを一体的に整備していくために、平成18年12月に施行された。

◆ハローワーク（公共職業安定所）

民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担う。地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施している。

◆福祉ホーム

一定程度の自活能力のある精神障がい者であって、家庭環境・住宅事業等の理由により住宅の確保が困難な者に対し、一定期間利用させる施設のこと。生活の場を与えるとともに必要な指導等を行い、社会復帰と自立の促進を図る。

◆法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている事業主が雇用しなければならない常用労働者に占める身体障がい者または知的障がい者の割合。さらに、2018年4月から算定基礎の対象に、新たに精神障がい者が追加される改正が行われた。

◆母子保健計画

少子化などにともない、子育て環境が変化するなかで、安心して子どもを産み、育てられるための、医療や福祉、教育等の諸施策との地域連携のもと課題解決に取り組む計画。現在では、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の一部に組み込まれている。

◆ボランティア

人から強制されずに、自分から何かできることはないかという思いのもと、個人的な活動から社会的な活動まで幅広い活動に取り組む人・考えのこと。

◆ホームヘルプサービス

在宅で生活する重度の障がい者等を対象に家庭にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や、調理、選択、掃除などの家事援助等のサービスを提供する事業。

ま行

◆盲導犬

視覚障がいのある身体障がい者のために安全を確保し効率的に移動することを補助する犬。

や行

◆ユニバーサルデザイン

バリアフリーの考え方をさらに発展させ、障がいのある人にとっても、高齢の人にとっても、若年層にとっても「使いやすい」ように製品や生活環境をデザインするという考え方として、90年にアメリカの建築家・工業デザイナーのロナルド・メイス氏が提唱した考え方。ハンディのある人にとって便利なものは、万人にとっても便利なものとなりうる、という考え方を前提に「普遍性」を強調した概念。

ら行

◆ライフステージ

乳幼児期・学齢期・青年期・壮年期・高齢期など人間の一生を年代によって分割した段階。

◆リハビリテーション

疾病や障がいによって失った生活機能の回復を図るための専門的技術および体系のこと。医学的分野のほか、心理的、職業的、社会的分野にいたるまで、幅広い内容となっている。社会的自立と普通の市民生活の享受を最終的な目標とする。

◆療育

障がいのある児童に対する医療や教育など、発達を促すための一連の取り組み。療は医療を、育は養育・保育・教育を一字ずつ合わせた高木憲次氏の造語が起源とされる。

◆療育手帳

知的障がい者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために交付される手帳。

豊後高田市障がい者基本計画

平成 28 年 3 月 発行

発行	豊後高田市（所管：社会福祉課）
編集	豊後高田市是永町 39 番地 3 〒879-0692
電話	0978-22-3100（代表）、0978-25-6178（社会福祉課直通）
FAX	0978-22-1033
Mail	fukusi@city.bungotakada.oita.jp
HP	http://www.city.bungotakada.oita.jp/